

一般国道 28 号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等  
に関する維持、修繕その他の管理の報告書  
(令和 4 事業年度)

令和 5 年 1 1 月

本州四国連絡高速道路株式会社

# 目 次

## 第1章 基本的方針・管理の水準等

- 1-1 基本的方針
- 1-2 管理の水準
- 1-3 対象路線

## 第2章 現在の課題とその取組について

- 2-1 予防保全による長大橋の維持管理
- 2-2 構造物の安全を確保するための取組
- 2-3 交通事故防止・安全対策
- 2-4 災害等に対する取組
- 2-5 特定更新等工事について
- 2-6 その他事業の取組
- 2-7 休憩施設の安全性・利便性向上について
- 2-8 道路占用
- 2-9 助成制度の活用

## 第3章 当年度高速道路管理業務の実施状況

- 3-1 点検業務
- 3-2 長大橋の維持修繕業務
- 3-3 維持修繕業務（点検・清掃・植栽・雪氷・補修等）
- 3-4 管理業務（料金收受・交通管理・道路サービス業務）

## 第4章 高速道路管理業務に関する各種データ

- 4-1 高速道路管理業務に要した費用等
- 4-2 アウトカム指標一覧
- 4-3 その他のデータ
  - ・道路構造物延長
  - ・交通量、経年数
  - ・ETC利用率

## 第1章 基本の方針・管理の水準等

### 1-1 基本の方針

#### 経営理念

##### Bridge : Communication & Technology

本州四国連絡高速道路株式会社は、経営の合理化や技術の高度化を図りながら、お客様に安全・安心・快適にご利用いただけるようサービスの充実に努めるとともに、200年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、万全な維持管理に努めることを経営理念に掲げ、これに向かって誇りと自信を持って挑戦する企業を目指しております。

私たちは、本州と四国を結ぶ世界に誇る橋を良好に保つことにより、人と物の交流と地域の連携を推進し、経済の発展と生活の向上に寄与します。

また、これまで培ってきた橋の建設、管理技術を活用して、広く社会に貢献します。

1. お客様に安全・安心・快適にご利用していただけるよう、サービスの充実に努めます。
2. 200年以上の長期にわたり利用される橋をめざし、万全な維持管理に努めます。
3. 橋梁技術のフロントランナーとして、技術の継承・高度化を推進します。
4. 瀬戸内の美しい自然を大切にし、環境に配慮します。
5. 公正で効率的な運営により、経営の安定と成長をめざします。

## 管理の実施体制

管理の体制については、本社と各管理センターのほか、グループ会社が一体となった業務執行体制を構築しています。

		神戸淡路鳴門自動車道	瀬戸中央自動車道	西瀬戸自動車道
本 四 高 速	本社	本社		
	管理センター	神戸管理センター 鳴門管理センター	岡山管理センター 坂出管理センター	しまなみ尾道管理センター しまなみ今治管理センター
グ ル ー プ 会 社	料金收受管理 交通管理 SA・PA事業	JBハイウェイサービス		
	点検管理 長大橋維持修繕	本四高速道路ブリッジエンジニア		
	料金收受機械保守整備 料金収入・交通量の データ管理	JBトールシステム		

## 1-2 管理の水準

- 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定第13条に基づき、協定の対象となる本四道路をお客様に安全・安心・快適に利用していただけるよう常時良好な状態に保つため、別添参考資料「維持、修繕その他の管理の仕様書(以下「仕様書」という。)」に基づき、維持、修繕その他の管理を実施しております。
- 仕様書に記載している管理水準は、通常行う管理水準を表現したものであり、繁忙期や閑散期、気象条件、路線特性等の現地の状況に即した対応を図るため、現場の判断により適宜・適切に変更して運用することがあります。

## 1-3 対象路線

- 会社が維持、修繕その他の管理を行う対象は下表のとおりです。

路 線 名	現在供用延長(km)
一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)	89.0
一般国道30号(瀬戸中央自動車道)	37.3
一般国道317号(西瀬戸自動車道)	46.6
合 計	172.9

## 第2章 現在の課題とその取組について

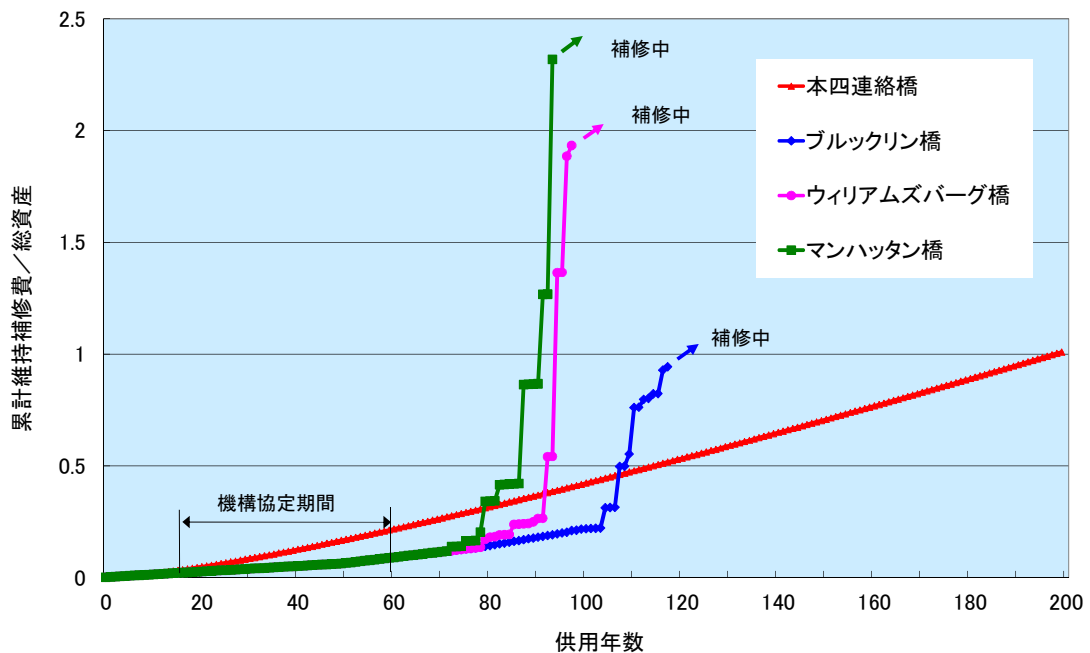
### 2-1 予防保全による長大橋の維持管理

#### (1) 基本的な考え方

本四道路の海峡部長大橋は、代替路線がないため、通行止めを伴う大規模修繕や大規模更新を避けるように予防保全の考え方に基づき維持・修繕を行っています。「予防保全」とは構造物が性能低下を引き起こす前に補修を行うもので、従来の劣化が進み耐久性に問題が生じた時点で補修を行う「事後保全」に比べライフサイクルコストの低減が可能な管理手法です。

下図はアメリカの高齢吊橋の総資産に対する累計維持管理費の実績を表したものです。「荒廃するアメリカ」が著された1980年代以降、本格的な補修が始まりましたが、それまでの管理を怠ったツケが回り、新たに吊橋を建設するのに必要な費用の2倍程度の維持管理費が既につき込まれています。

図中に本四連絡橋の計画値も示していますが、予防保全による計画的な管理を行うとともに、更に体系的なものにしていくために、アセットマネジメントの考え方を導入し、200年以上の耐用年数を効率的に実現するよう努力しています。



\*総資産は、新設するとした場合の費用。また、使用したデータには仮定値・推定値が含まれています。

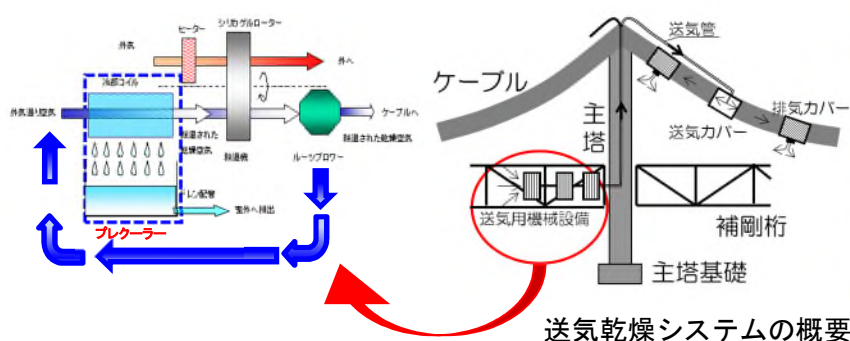
アメリカの高齢の吊橋の管理費（実績）と本四連絡橋の管理費（計画）

## (2) 予防保全のための技術開発事例

### ① 吊橋ケーブルの送気乾燥システム

主ケーブルは吊橋を構成する部材の中でも最も重要な部材です。吊橋主ケーブルの長期防食方法の検討に当たり、既設吊橋の主ケーブルを開放調査した結果、素線表面にさびの発生が確認されました。このため、主ケーブルの防食検討を行い、ケーブル内部を乾燥させてさびの進行を止める対策として、ケーブル送気乾燥システムを開発しました。本システムは本四連絡橋の全てに導入しており、また、国内や海外の吊橋主ケーブルにおいても腐食対策として広く採用されています。本システムの導入後、継続的に湿度等をモニターすることにより適切な予防保全に努めています。

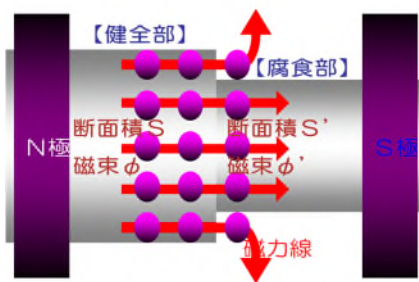
明石海峡大橋及び来島海峡大橋では、供用から20年経過後に主ケーブルの開放調査を実施し、内部の滞水やケーブル素線のさびの進展等は見られず、本システムが十分に機能していることを確認しました。



送気乾燥システムの概要

### ② 吊橋ハンガーロープの非破壊検査技術

吊橋のハンガーロープは、主ケーブルから補剛桁を吊り下げるための重要な部材です。既設吊橋のハンガーロープについて詳細な調査を実施した結果、一部のハンガーロープにさびの発生が確認されました。ハンガーロープ内部の腐食状況は、ハンガーロープを1本ずつ取り外して解体しなければ確認できませんが、ハンガーロープを撤去・開放せずに腐食状況を把握できる非破壊検査方法を開発しました。この非破壊検査により推定された断面減少の程度に応じた補修方法を選定することによって、より効果的な維持管理に努めています。



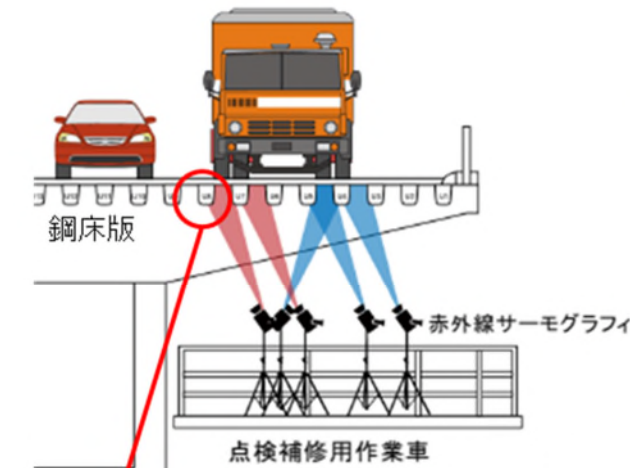
非破壊検査技術の概要



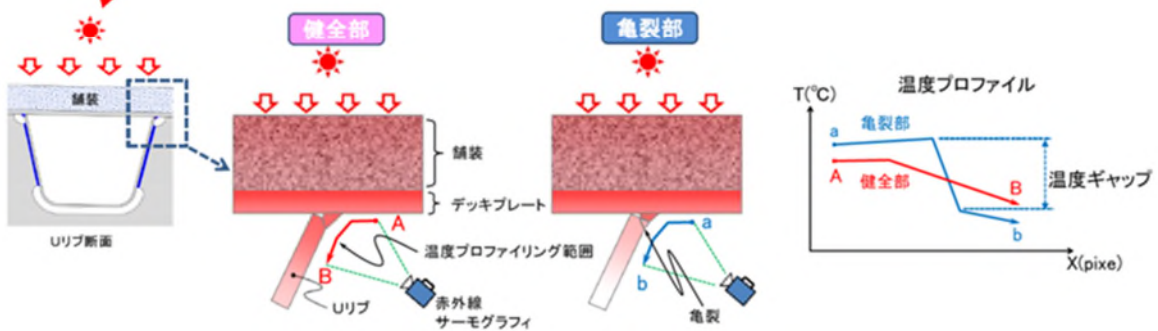
### ③ 鋼床版の疲労損傷点検技術の開発

鋼床版は、交通荷重を繰り返し受けることによる「疲労」により、力の集中する溶接部に荷重の大きさや回数によって亀裂が生じることがあります。

この疲労損傷の新たな点検技術として、赤外線サーモグラフィを使用し、塗膜を剥ぐことなく遠隔・非接触で、鋼床版裏面の表面温度を計測することにより疲労亀裂を効率よく高精度に検出可能とする検査技術を開発しました。亀裂の進展により致命的な損傷に至る前に、適切な補修を行うこととしています。



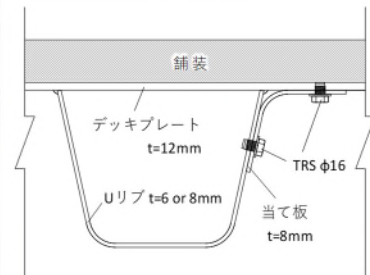
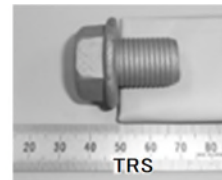
疲労亀裂非破壊検査(温度ギャップ法)



④ 鋼床版下面からの亀裂補修方法の開発

鋼床版に発生した疲労亀裂(デッキプレートとUリブ溶接部に発生するビード貫通亀裂)に対して、鋼床版下面からのみの作業で施工可能かつ効率的な補修方法を開発しました。本工法は、当て板とデッキプレートの接合に予め削孔したねじ孔へ直接ねじ込むことができるタップねじ(TRS:スレッドローリングスクリュー)を用いて鋼床版下面から施工を行うものです。これにより、補修時に鋼床版上の舗装を剥ぐ作業がなくなるため、舗装の防水性能の低下や交通規制を最小限に抑えることができる等の利点があります。

また、本工法は関西大学と当社で開発し、実物大の実験により性能を確認しました。



鋼床版下面からの亀裂補修方法



## 2-2 構造物の安全を確保するための取組

お客様の安全に配慮した取組の一つとして、点検管理要領の改訂の検討を実施しています。

### (1) 落下リスクの洗い出しによる点検対象の見直し

一般土木構造物・長大橋・機械設備・電気通信設備の各点検管理要領の中で、道路利用者及び第三者被害防止の観点から、点検対象構造物の落下リスクに主眼をおいて、対象構造物の点検項目及び点検範囲の漏れがないかの確認を行っています。

### (2) 点検頻度・点検方法の見直し

平成26年3月31日に公布され、7月1日から施行された「道路法施行規則の一部を改正する省令」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」を受け、5年に1回の頻度で、近接目視を基本とした点検を確実に行うよう、点検要領の見直しを行っています。

### (3) 耐震補強工事の推進

本四道路における橋梁の耐震補強は、1995年の兵庫県南部地震以降、社会的影響と震源からの距離等を考慮し順次実施しています。具体的には、東南海・南海地震等のプレート境界型地震及び内陸直下型地震に備え、本四道路の橋梁において耐震補強工事を実施しています。

#### ① E28 神戸淡路鳴門自動車道の海峡部橋梁

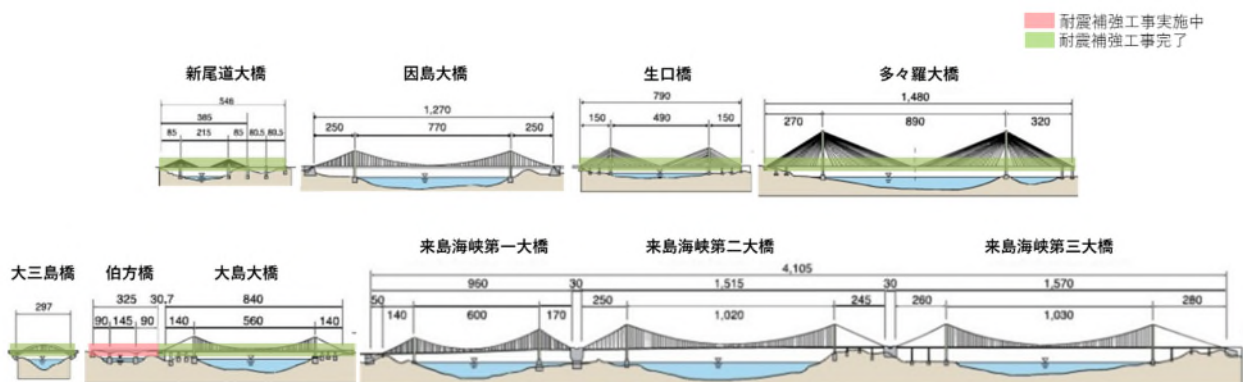
海峡部を含む最短IC間である垂水～淡路IC間（明石海峡大橋を含む）、及び淡路島南～鳴門IC間（大鳴門橋を含む）の耐震補強工事を行い、それぞれ2016年（平成28年）5月、同3月に完了しました。

#### ② E30 瀬戸中央自動車道の海峡部橋梁

児島～坂出北IC間（道路鉄道共用の瀬戸大橋を含む）では、鉄道部分の費用負担の解決までに約8年を要したものの2014年（平成26年）に工事着手し2020年度末（令和2年度末）に完成しました。

#### ③ E76 西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）の海峡部橋梁

2015年（平成27年）から各海峡部最短IC間の耐震補強工事に着手する等、着実に耐震化を進めています。



令和4年度末における西瀬戸自動車道耐震補強工事進捗状況

#### ④ 大規模地震の発生確率等を踏まえた耐震補強

2017年（平成29年）9月からは、海峡部橋梁に加えて、大規模地震の発生確率等を踏まえた陸上部橋梁の耐震補強に取り組んでいます。これは、2016年（平成28年）4月の熊本地震を踏まえた国の方針を受け、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%以上（以下「発生確率26%以上」という。）の地域にある橋梁の耐震補強を2021年度末（令和3

年度末)までに、その他の橋梁(以下「発生確率26%未満」という。)については2026年度末(令和8年度末)までに完了することを目標としています。

「発生確率26%以上」に該当する橋梁は、E28神戸淡路鳴門自動車道の室津PA付近、津名一宮IC以南、E30瀬戸中央自動車道の早島IC~水島IC間、児島IC以南、E76西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)の生口橋等であり、ため池など様々な制約条件が厳しく、また、不調・不落があったものの全ての対象工事を契約し、令和3年度末時点で竣工又は概成しました。

「発生確率26%未満」については、(2026年(令和8年))までに、耐震補強工事を完了させるべく、計画的に実施しています。

## 2-3 交通事故防止・安全対策

### (1) 逆走対策

逆走は、重大事故につながるおそれがあるため、当社では、道路標識、路面標示及びラバーポール等によるお客様への注意喚起を行う等、逆走の防止に努めています。

過去3カ年の逆走件数の推移は以下のとおりです。

事故・現保地点		E28 神戸淡路鳴門自動車道			E30 瀬戸中央自動車道			E76 西瀬戸自動車道			合 計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
IC	事故	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	確保	-	-	-	1	-	1	2	2	-	3	2	1
SA・PA	事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本線	事故	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	確保	1	-	-	1	1	1	-	-	2	2	1	3
計	事故	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-
	確保	1	-	-	2	1	2	2	2	2	5	3	4
	合計	1	1	-	2	2	2	2	2	2	5	5	4

高速道路での逆走対策に関する有識者委員会等での議論を踏まえ、これまでに対策を実施したPA等の分合流部、IC出入口の対策強化として、錯視効果を応用した立体矢印路面標示や、リバーシブル注意喚起板、一般道から高速道路入口への専用レーンのカラー舗装等の対策を実施しています。令和4年度については、逆走事案は4件発生しましたが、逆走事故は発生しませんでした。引き続き「2029年までに逆走による重大事故ゼロ」を目標に、広報活動や一般道からランプ出口への誤進入対策(カラー舗装等)を進めています。



一般道誤進入対策  
(カラー舗装)



出入口部誤進入対策  
(進入禁止板・矢印板)



防眩式逆走注意喚起板  
(逆走方向で「逆走中!」標示)

<b>逆走事案件数</b> <b>【単位：件】</b> 交通事故または車両確保に至った逆走 事案の件数	令和3年度 実績値	5 件
	令和4年度 目標値	－ 件
	令和4年度 実績値	4 件
	令和5年度 目標値	－ 件
	中期目標値(令和7年度)※	－ 件

**【期間】**

1月1日から12月31日の年間値

**【令和5年度に向けた取り組み】**

令和4年度までに完了した対策の効果を検証しつつ、引き続き広報活動を行い、発生件数ゼロを目指します。一般道側の逆走対策（路面標示等）を、行政との協議が整い次第実施していくことで、逆走件数が減少することに期待します。

<b>逆走事故件数</b> <b>【単位：件】</b> 逆走による事故発生件数	令和3年度 実績値	2 件
	令和4年度 目標値	0 件
	令和4年度 実績値	0 件
	令和5年度 目標値	0 件
	中期目標値(令和7年度)※	0 件

**【期間】**

1月1日から12月31日の年間値

**【令和5年度目標及び中期目標の設定について】**

これまで高速道路上での逆走事故ゼロ”を目指した取り組みを実施しており、引き続き更なる逆走対策の取り組みを徹底し、前年度実績値と同じ事故「0」ゼロを目標値として設定しています。

※ 平成27年11月に国土交通省で公表された目標「2020年までに高速道路での逆走事故ゼロを目指す」に基づき設定。

## (2) 人等の立入り

歩行者、自転車、原動機付自転車等が、本四道路内に、誤進入することを未然に防止するために、ICの出入口やバスストップ、SA・PAのランプ部や立入防止柵に、進入・立入禁止を表示した標識や看板等を設置、改良する等の対策を推進しています。また、本四道路内に歩行者等がいることの通報を受けた場合は、道路パトロールカーが出動し、早期に発見、保護に努めています。

<b>人等の立入事案件数</b> <b>【単位：件】</b> 歩行者、自転車、原動機付自転車等が 本四道路に立入り、保護された事案の 件数	令和3年度 実績値	89 件
	令和4年度 目標値	88 件
	令和4年度 実績値	93 件
	令和5年度 目標値	85 件
	中期目標値(令和7年度)※	85 件
<b>【令和5年度目標及び中期目標の設定について】</b> 過去の実績値を基に減少させる目標値を設定しました。		

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に計画した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

令和4年度も、新たに人の立入りが確認された箇所や道路標識等の更新に合わせ誤進入対策としての誘導標識、ポストコーン等を設置するとともに、更なる外国語表記等の対策を実施しました。特にしまなみ海道は、サイクリングロードとして認知されていることから、サイクリストがSAやICより誤進入してくる場合もあるため、注意喚起看板や横断幕等による注意喚起を行っています。



SAでのサイクリスト向けの注意喚起



SAからランプ部への立入禁止

令和5年度についても、人等の立入事案件数を減少させる目標を達成すべく、更なる誤進入対策を推進し、本四道路内への立入抑止に努めます。



### (3) 交通規制

維持・修繕工事の実施に必要となる交通規制については、本四道路を利用するお客様に対して、利便性・安全性の低下等に繋がることから極力交通規制を回避・軽減するために、以下のような対策を実施しています。

#### ① 規制時間削減の工夫

「交通規制調整会議」を行い、複数の工事を集約化し規制時間を削減するよう努めています。



交通規制調整会議実施状況

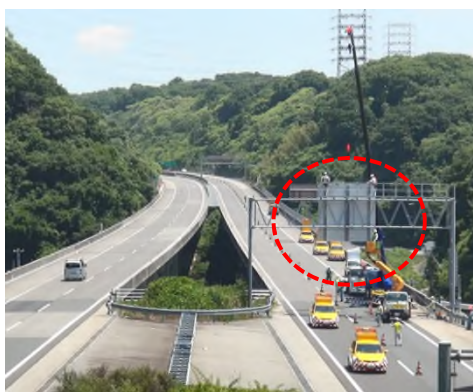


工事規制集約イメージ

#### ② 通行止め回避の工夫

車線上における作業時間が短い工事について、低速走行規制※を実施する事で通行止めを回避しています。

※低速走行規制とは、道路パトロールカーがお客様の車両の前を低速で走行し、その間に短時間で終わる作業を行うものです。



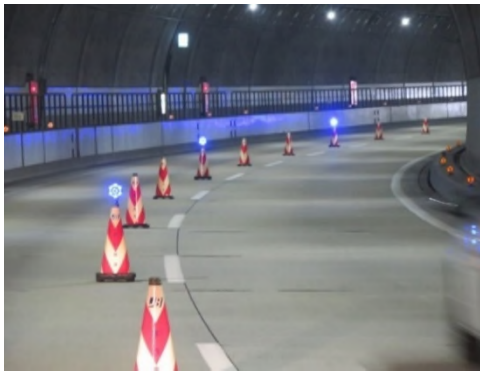
低速走行規制による大型標識撤去作業(左が撤去中、右が撤去完了)

#### ③ 安全対策の工夫

お客様が安全に本四道路を利用頂けるように、交通規制を実施する際には様々な安全対策を実施しています。その一例として、トンネル内工事や夜間工事においては、お客様の視認性向上を目的とした超高輝度 LED 規制機材を用いて規制を実施しています。

#### ④ お客様への情報提供

昼夜間連続車線規制や駐車場一部利用制限等、お客様への影響が大きい交通規制を行う場合には、ホームページへの掲載、チラシ、休憩施設内での表示等の情報提供を実施しています。



超高輝度 LED 搭載の自発光デリニエーター



お客様への影響が大きい交通規制を行う場合のチラシの記載例

#### (4) 高速バス車外広告を利用した交通安全等のPR

平成 23 年度より「高速バス車外広告」を利用し、本四道路を利用される方に対して交通安全等の PR 活動を実施しています。



車外バス広告

### (5) 交通事故防止対策の推進と効果

交通事故を減らし、お客様に「安全・安心・快適」に本四道路をご利用いただけるよう、以下に掲げる各種の対策を実施しています。舗装改良等のハード面はもとより、安全運転に関する各種啓発活動等ソフト面も充実した対策を推進し交通事故件数の削減を目指すため、道路交通における死傷事故率を指標とします。

<b>死傷事故率</b> <b>【単位：件/億台キロ】</b> 自動車走行車両1億台キロ当たりの 死傷事故件数	令和3年度 実績値	2.8 件/億台キロ
	令和4年度 目標値	3.8 件/億台キロ
	令和4年度 実績値	2.5 件/億台キロ
	令和5年度 目標値	2.5 件/億台キロ
	中期目標値(令和7年度)※	2.9 件/億台キロ
<b>【算出式】</b> 年間死傷事故件数(件)/総走行台キロ(億台km)		
<b>【データ】</b> 年間死傷事故件数：(財)交通事故総合分析センター統計資料 自動車走行台キロメートル：本四高速(株)営業実績		
<b>【令和5年度目標及び中期目標の設定について】</b> 令和5年度は、R1実績まで交通量の回復が見込まれる中、各種取組の効果や近年の実績を踏まえ、R4実績(2.5)を維持する目標とします。		

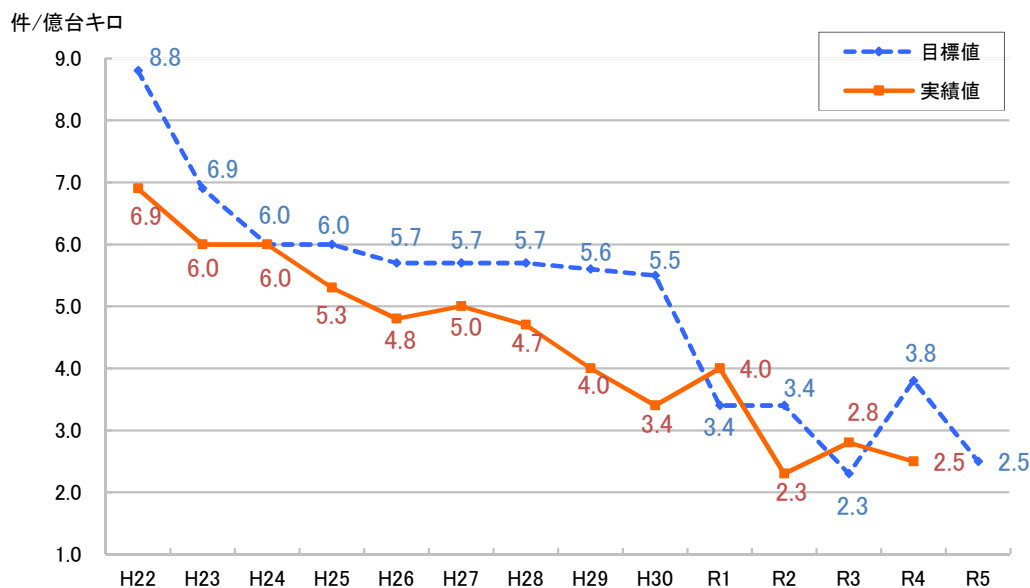
※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基にH29年度目標値をベースにより算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

#### 令和5年度の目標値設定

今後、令和元年度まで交通量の回復が見込まれる中、各種取組の効果や近年の実績を踏まえ、令和4年度実績(2.5)を維持する目標を設定しました。

##### ① 当該年度の実績値の分析と過年度との比較

令和4年度は、交通安全広報活動や各種渋滞対策、暫定二車線区間におけるワイヤロープの施工、凹凸路面標示等の各種交通安全対策の実施などの取組みにより、前年度と比較して、死傷事故率が減少しています。特に、西瀬戸自動車道では、ワイヤロープ施工箇所における死傷事故数が減少しました。引き続き、積極的な安全対策を推進し、交通事故の減少に努めてまい



死傷事故率の推移 (H22～R5)

ります。

## ② 当該年度に行った施策の代表例とその効果

### ○ 施策例

- ・ 走行性の改善を図るため、舗装改良を実施
- ・ 逆走発生箇所への安全対策を継続検討
- ・ 人等の誤進入防止のための看板等を設置
- ・ 自転車・歩行者道への誘導標識を設置
- ・ バス停等から本線に立ち入る箇所については、標識・看板等の表示を多言語化
- ・ 車限隊による車両制限令等取締り、積載不良車両への是正指導等
- ・ 工事規制箇所の視認性の改善
- ・ ドライバーへの注意喚起のための施策  
ポスターの掲示、ホームページでの掲出等による交通安全啓発  
警察と連携した情報板等を用いた交通安全に関する啓発のための情報の掲出  
道路緊急ダイヤル【#9910】の周知等による道路上の異常の迅速な状況把握及び措置  
混雑期間等における、渋滞に伴う追突事故防止を目的とした、後尾警戒車の配置等
- ・ 本四道路における交通事故等データの蓄積及び分析を更に進め、分析結果に基づく施策の検討

### ③ 関西圏域の他高速道路会社等との協働

令和元年11月に関西圏域に本社のある西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、(株)エフエム大阪及び当社の4会社が協働して高速道路における交通安全啓発活動を推進するための相互協力協定を締結した。この活動は、高速道路における交通事故をゼロにするための危険運転撲滅プロジェクト「STOP! NAGARA DRIVING PROJECT」(通称「SNDプロジェクト」)として「ながら」運転等を撲滅することを目的に4社で持続的な交通安全啓発活動を行っています。



交通安全啓発活動

冬のSNDメッセージキャンペーン



SNDプロジェクトのロゴ

### ④ 次年度の目標値

交通安全広報活動や渋滞時の追突への注意喚起等を実施するなど、積極的な安全対策を推進します。また、交通事故防止のため、今後も舗装改良を継続的に実施し、ハード面における交通安全対策を確実に実施します。令和4年度実績(2.5)を維持する目標を設定しました。



## 2-4 災害等に対する取組

### (1) 基準の見直し（災害発生が予見された際の通行止め）

#### ① 異常降雨

土壌雨量指数を用いた通行止めの試行運用を令和2年6月から実施しています。毎年度、出水期後から年末にかけて、実績データを分析し手法の改善を含めて国土交通省道路局（以下「国交省」という。）主導による「高速道路における降雨時及び強風時の通行規制に関する検討委員会」にて議論を行い、その成果を次年度の試行に反映させ、令和6年度を目途に新たな通行止め基準への移行を目指します。

#### ② 強風

国交省主導による「高速道路における降雨時及び強風時の通行規制に関する検討委員会」にて、全国統一の考えに基づく瞬間風速を用いた通行止め基準(案)を制定し、令和2年4月より試行運用しています。本四道路の海上橋における試行運用は、10分間平均風速25m/s以上又は瞬間風速30m/s以上が発生し、若しくは予測され必要と認められた場合に通行止めを実施するものとし、橋梁ごとに通行止め準備時間を設定し、基準風速に達する予測時刻から設定した時間（1時間）を前倒して開始することとしています。これらの試行成果を基に、令和6年度を目途に瞬間風速の通行止め基準値の導入を目指します。

### (2) 大規模地震発生時における緊急輸送路としての機能確保の取組

南海トラフ地震等の大規模地震で被災した場合に備え、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急輸送路としての機能を迅速に確保するため防災対応力の強化に取り組んでいます。

#### ① 本四高速グループによる防災訓練や他機関との防災訓練等による対応力の強化

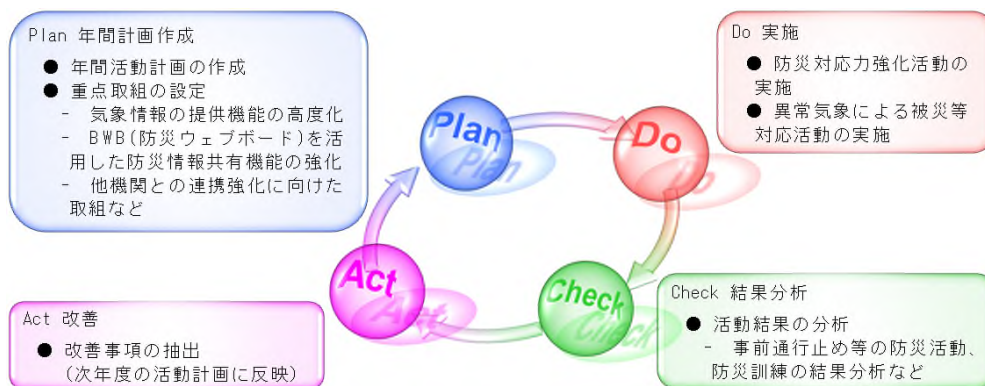
##### ○ 総合防災訓練

南海トラフ地震への適応力の強化を目的として、本四高速グループ及び防災協定を締結している関係機関と本四道路の早期啓開に向け、情報伝達訓練を実施しました。

##### ○ 防災連絡調整会議

異常気象時のお客様の安全を確保するとともに、南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、PDCAサイクルによる防災マネジメントを推進しています。

本四高速グループ全体の防災活動体制を構築し、防災連絡調整会議等を開催し、防災対応力の強化を推進しています。



PDCAサイクルによる防災対応力の強化

## ○ 実動訓練

災害時の路面段差修正訓練及び災害対策基本法に基づく災害時における緊急車両の通行確保のための車両移動実地訓練を自衛隊、グループ会社等と合同で実施しました。



自衛隊、グループ会社等との合同段差修正訓練

## ② 関係機関との連携強化

四国南海トラフ地震対策戦略会議等、関連する地方整備局及び地方公共団体が主催する会議等へ参加し、本四道路の緊急交通路としての役割等について情報発信及び意見交換を実施しました。

## ③ 防災情報の共有に向けた取組

本四高速ではグループ内での防災活動に係る現場情報の共有は、平成 28 年 5 月よりウェブ端末を利用した BWB（防災ウェブボード）により行っており、以降、防災活動を通じて判明した課題等についてその改善・改良を行い、BWB を活用した情報共有機能の強化に取り組んでいます。

## (3) 道路区域外からの災害対策及び大雪時における道路交通の確保

道路区域外からの落石や土砂崩れ等により、交通事故等が発生したことを背景に、道路利用の安全性の更なる向上のため、道路区域外からの落石等を防ぐため、沿道区域内の土地管理者への損失補償を前提とした措置命令権限を規定する道路法等の一部を改正する法律案が平成 30 年 2 月に閣議決定され、施行されました。本四高速では、高速道路の区域外からの災害への対策及び大雪による通行止めが長期化しないように、道路交通の確保のための取組を行っています。

### ① 高速道路の区域外からの災害対策

岐阜県において、平成 29 年 8 月 18 日、高速道路の区域外から産業廃棄物を含む土砂が中央自動車道本線上に流入し、通行車両が被災する事故が発生しました。この事象を契機として、本四高速では、道路に隣接するのり面において、産業廃棄物の埋め立てがないか等について道路区域沿いの自治体環境部局への問い合わせによる情報収集及び航空写真や現地踏査による目視により状況把握を行い、豪雨等による本線流入の危険性のある産業廃棄物等の埋め立てがないことを確認しています。

### ② 大雪時における道路交通の確保対策

令和 3 年 3 月に「大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ(平成 30 年 5 月)」が改訂され、提言としてとりまとめられました。提言では、今後は「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことに基本的な考え方を変更するとされており、大雪時の道路交通確保に向けた取り組みの強化として、短期間の集中的な大雪時には、通行止め予

測等の繰り返しの呼びかけ、対象の拡大、内容の具体化等の実施及び躊躇ない広範囲での通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避等について示されています。

本四高速では、当該提言の内容を最大限尊重のうえ、つぎの降積雪期に向けて、関係機関と連携し、冬期道路交通の確保のために一層の体制強化を図るものとしています。

### ③ 台風対策の実施状況

#### ○ 台風発生時の取り組みについて

令和元年度より、異常気象等による通行止めが予測される場合、通行止め事前予告としてホームページによる広報を行っています。また、令和3年8月よりホームページと連携し、Twitterでの情報発信を行っています。広報は、予測が通行止め基準に達している場合、2日～3日前より出控えを目的に通行止めの可能性があることを情報提供します。24時間前からは、出控えに加え通行止め予測の区間及び開始予定時間について広報します。今後も通行止めの事前予告を実施していきます。また、広域的な情報提供の連携として、関係する地方整備局と共同で広域地図上に通行止め予測情報を共有し、関係者のホームページ広報等を行っています。

#### ○ 台風対策（のり面補強・排水対策等）について

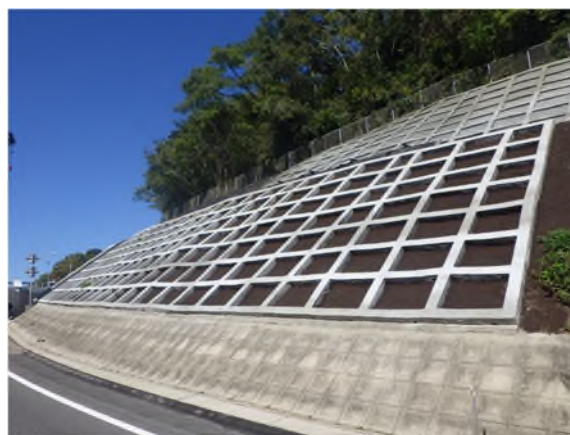
令和3年7月に、E76西瀬戸自動車道因島北ICのランプ部において、大雨の影響により、のり面の一部が崩落（土砂流出）する事象が発生し、応急対策として、雨水等の浸透を防ぐためシート養生、通行帯確保・二次災害防止のため大型土のうを設置（2段）しました。恒久対策実施に向けて測量・調査、設計を実施し、令和4年度に対策工事が完了しました。

台風の予防対策としては、排水溝や集水ますに落ち葉やゴミが詰まると、大雨時に雨水が溢れてのり面に流水し、浸食するおそれがあるため、台風シーズン前に定期的な清掃を実施しています。

また、特定更新等工事として、排水溝の大型化、集水ますの改良も実施しています。



因島北 IC ランプ部（応急復旧時）



因島北 IC ランプ部（対策完了後）



## 2-5 特定更新等工事について

### (1) 経緯

本四道路の海峡部長大橋は、国内に例のない大規模構造物であることから、土木学会等の委員会で独自に定めた指針等による設計・建設と、予防保全を基本とする保全方針により、200年以上の長期にわたる健全性の確保に努めているところです。

一方、海峡部長大橋以外で一般的な設計基準やNEXCO3社の基準類等を適用した陸上部区間は、本四道路全体の約9割(陸上部延長約150.5km)を占めていますが、この陸上部区間についても海峡部長大橋区間と同様に適切な管理に努めています。ただし、供用後40年を超える供用延長が約1割とNEXCO3社(約3割)に比べると供用後の経過年数が短く、また積雪・寒冷等の環境も比較的厳しくないことから、変状が多発する状況にはなっていません。しかしながら、一部の箇所においては老朽化の進展とともに変状が発生していることから、大規模更新・大規模修繕に取り組んでいくこととなりました。

### (2) 特定更新等工事概要

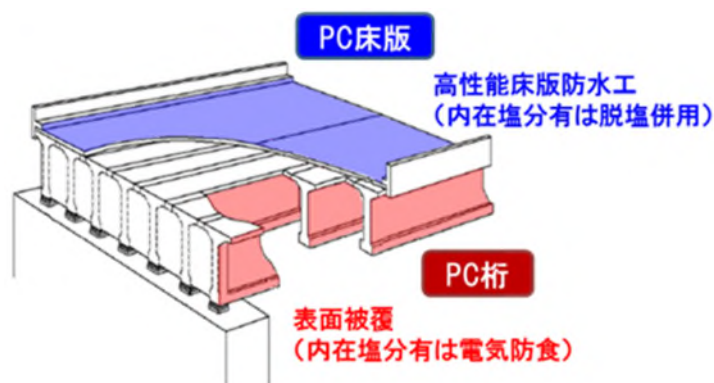
本四道路が将来にわたり担う重要な役割に鑑み、NEXCO3社での検討結果を参考にしつつ、専門家による第三者委員会(陸上部の長期保全に係る専門委員会)での意見聴取を行い、大規模更新は現時点で必要ないものの、大規模修繕については適切に実施していくこととしました。

■大規模更新：対象無し

■大規模修繕：

区分	項目	主な対策	対策延長	概算事業費
橋梁	床版	高性能床版防水 脱塩	約10km	約90億円
	桁	電気防食 表面被覆	約8km	約120億円
土構造物	盛土 切土	水抜きボーリング 排水溝設置	約66箇所	約50億円

※上下線別及び連絡等施設を含んだ対策ごとの延べ延長であり、供用延長とは比較できない。

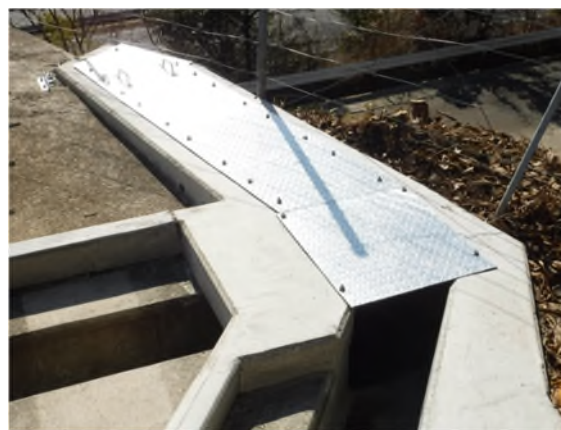


大規模修繕（橋梁）の主な実施工種

令和4年度は神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道、西瀬戸自動車道において、土構造物を対象にのり面の排水溝やのり面排水ますの改良等を実施しました。



土構造物 のり面の排水溝改良



土構造物 のり面排水ます改良

### (3) 今後の計画の見通し

- 本四道路は、全国高速道路ネットワークの一翼を担い、瀬戸内地域の交通の大動脈の役割を果たしていることから、事業実施に当たっては、通行規制に伴う社会的影響に配慮するとともに、国、地方公共団体と連携し、お客様のご理解を得ることと致します。
- 大規模修繕の実施に当たっては、更なるコスト削減に取り組みます。
- 令和11年度の工事完了に向け工事を進めています。

## 2-6 その他事業の取組

### (1) 暫定2車線区間におけるワイヤロープの設置

令和元年9月10日に国交省より発表された「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、西瀬戸自動車道の暫定2車線区間（土工部及び中小橋梁 50m未満）における正面衝突事故防止の緊急対策として、中央分離帯に設置されたラバーポールに替えて、ワイヤロープの設置に令和2年度より着手し、令和3年度に完了しました。長大橋・トンネル区間については、今後の国及び他社の取り組み状況を見据えながら対応を行ってまいります。



ワイヤロープ設置延長（土工・中小橋）：約 13.6km



ラバーポール・縁石



中分ワイヤロープ

## (2) 坂出北 IC のフル化事業

本事業は、本州方面へのハーフ IC である坂出北 IC をフル IC 化するもので、四国方面へのアクセス向上を図り、物流の効率化や観光振興、救急搬送環境の向上等に寄与するものです。

フル IC 化に当たっては、四国方面流入ランプ（Cランプ）と四国方面からの流出ランプ（Dランプ）を新設すること及びそれに伴い既設の本州方面流入ランプ（Aランプ）を南側へ付け替える必要があります。

平成 29 年度に事業化され、調査・設計業務を経て、令和 2 年度末より現地工事に着手しました。令和 4 年度は C・D ランプ橋梁上部の施工が進捗、土工部の改築を開始しました。年末には交差市道が完了し引渡しを行いました。今後は舗装及び標識の工事を、令和 6 年度の完成を目指して事業の進捗を図ります。



完成予想図



状況写真（令和 4 年度末時点）

## 2-7 休憩施設の安全性・利便性向上について

### (1) 経緯

令和元年 9 月 10 日に国交省より発表された「高速道路における安全・安心基本計画」を受け、令和 2 年 3 月に当社が発表した「高速道路における安全・安心実施計画」において、「お客様ニーズを踏まえた使いやすさの向上」の中で、「休憩施設の使いやすさの改善」として以下の目標を掲げています。

- ① 駐車マス拡充、お客様への利用状況の情報発信等による混雑緩和を目指す
- ② 段差解消、障害者用駐車マスの整備・改善等により、安全で使いやすい施設を目指す
- ③ SA・PA リニューアルや子育て支援の取組等によるサービス充実により、更なる利便性、快適性の向上を目指す



## (2) 令和4年度の取組及び今後の方針

- ① 駐車マス拡充に対しては、導線の改良、駐車マスの拡充、大型・小型兼用マスの整備、利用状況の情報提供等の検討のため、令和4年度は利用状況の実態調査を実施しました。今後は調査結果に基づき各種対策を計画します。また、利用状況の情報提供についても、駐車マスの拡充等の対策に合わせて計画します。
- ② 安全で使いやすい施設を目指した、駐車マスとトイレ等の施設間の段差解消、障害者用駐車マスの整備や改善等についても、前出の実態調査結果に基づき対策を計画します。
- ③ 令和4年11月8日に国交省より発表された「ダブル連結トラック」の対象路線の拡充を受け、SA・PAでのダブル連結トラック優先駐車マスを順次整備しています。令和4年度は淡路SA（下り線）、鴻ノ池SA（上下線）の3箇所において、ダブル連結トラックの休憩機会確保のための駐車マスを整備しました。令和5年度は、淡路SA（上り線）の整備を計画しています。



淡路SA（下り線）



鴻ノ池SA（下り線）



## 2-8 道路占用

道路を占用する場合は、道路管理者の許可を受ける必要があります。

本四高速では、道路法その他の関係法令等により、占用希望者が占用物件を設置することを希望する内容が、適正であるか否かの確認を行う等の事務を行っています。

また、当社管内で入札占用を1件実施しました。



占用地（広場）の利用状況

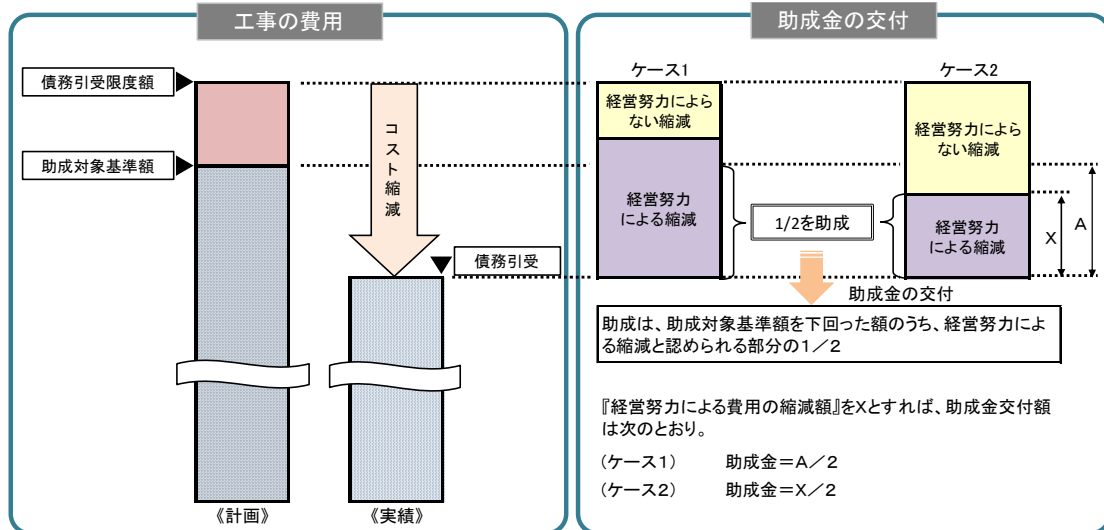
占用件数		占用件数	道路占用による収入	入札占用件数
【単位：件】	令和3年度 実績値	661件	78百万円	0件
道路占用による収入	令和4年度 目標値	658件	-百万円	0件
【単位：百万円】	令和4年度 実績値	660件	78百万円	1件
入札占用の実施件数	令和5年度 目標値	662件	-百万円	0件
【単位：件】	中期目標値(令和7年度)※	658件	-百万円	0件(累積値)

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取組計画をもとに、令和3年度までの傾向（トレンド）により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

## 2-9 助成制度の活用

### (1) 助成制度とは

高速道路会社における費用の縮減を助長するために、会社が経営努力により修繕工事等に関するコスト縮減を行った場合に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が高速道路会社に対して、助成金を交付する制度です。



助成制度イメージ

### (2) 助成制度の活用

従来の制度では新設・改築と比べて修繕工事等については活用しがたい状況であったことから、主に修繕事業を行っている当社においては、平成28年3月の助成制度改正まで助成制度を活用できていませんでした。平成28年度から令和3年度に計6件の助成認定を受け、令和4年度についても1件の助成認定を受けました。今後も事業のコスト縮減を図りながら、積極的に助成制度の活用を進めていきます(1件/年以上の認定を受けることを目標)。

インセンティブ助成		認定件数	交付件数	交付金額
【単位：件、百万円】 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成認定件数、交付件数、交付金額	令和3年度 実績値	1件	0件	0百万円
	令和4年度 目標値	1件	—	—
	令和4年度 実績値	1件	1件	129百万円
	令和5年度 目標値	1件	—	—
	中期目標値(令和7年度) <sup>※</sup>	4件(累積値)	—	—

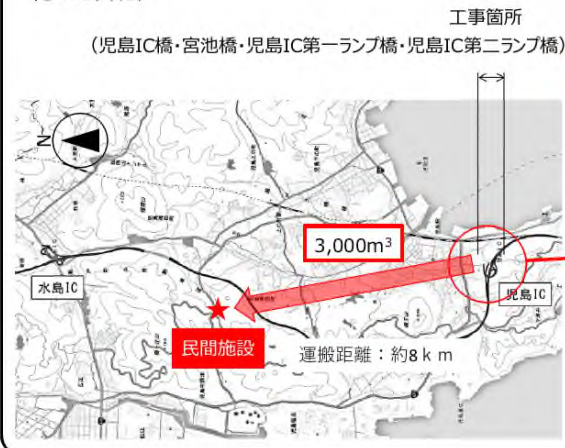
#### 【令和5年度目標及び中期目標の設定について】

毎年1件の助成認定を受けることを目標とし、令和5年度は1件、延べ4件の目標値とします。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合があります。

### 当初計画

- ・ため池（用途：防災用の調整池）内で工事を行うため、水抜き後に工事用進入路を盛土して設置
- ・ため池は工事後も在置のため、工事用進入路の撤去と掘削埋戻しによる残土等の搬出が必要
- ・当初計画の発注時点では、残土搬出可能な公共工事が見つからなかった（倉敷市に確認）
- ・最も経済的となる民間施設へ運搬し、有償で再資源化する計画



### 経営努力による変更

- ・工事契約後に、隣接するため池（用途：灌漑用）の廃止計画があることが判明し、着目
- ・廃止に伴う埋め立て工事は、耐震補強工事が完成した後の予定であったため、時期を早めてもらうためにため池の所有者である倉敷市と残土の搬出について事業調整の協議を実施
- ・協議の結果、隣接するため池への残土の搬出が可能となり、本工事のコスト縮減を実現するとともに倉敷市の埋め立て事業のコスト縮減等にも寄与



独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構HPより引用

助成認定内容の概要(令和4年度認定)

### 第3章 当年度高速道路管理業務の実施状況

#### 3-1 点検業務

本四道路において実施している点検は、一般土木構造物、長大橋、機械設備、電気通信設備の4分類に区分し、それぞれの区分ごとに定めた「点検管理要領」に基づいた点検種別・点検頻度等により計画的に実施しています。(※仕様書 2-5)

##### (1) 点検種別と作業水準

点検種別と作業水準

区分	点検種別	作業水準	実施数量
土木点検	日常点検	本線内点検:2~4日/週	作業水準どおり実施
		うち夜間点検:1日/月	作業水準どおり実施
		本線外点検	作業水準どおり実施
	定期点検A	1回程度/年、主として遠望目視	作業水準どおり実施
	定期点検B	1回/5年、近接目視を基本	『(2)省令に基づく詳細点検の実施』参照
	異常時点検	必要の都度	防災関係時に点検を実施
長大橋点検	臨時点検	必要の都度	構造物等の変状時に点検を実施
	巡回点検	1回/3月~2年(部位毎に設定)	作業水準どおり実施
	基本点検	1回/5年	作業水準どおり実施
	異常時・臨時点検	必要の都度	15橋
施設点検(機械)	精密点検	供用後1年目、3年目、5年目、以降5年毎を基本	作業水準どおり実施
	定期点検(日・週・月)	1回/日、1~2回/週、1回/1・3・6ヶ月	作業水準どおり実施
	定期点検(年点検)	1回/年・2年・3年	作業水準どおり実施
	構造物点検	1回/5年	作業水準どおり実施
	臨時点検(異常時点検・緊急点検)	必要の都度	点検対象設備数:777設備
施設点検(電通)	巡回点検	1(回/1・3ヶ月)	作業水準どおり実施
	定期点検	1(回/6・12ヶ月)	作業水準どおり実施
	構造物点検	1回/5年	作業水準どおり実施
	臨時点検	必要の都度	点検対象設備数:12709設備

点検結果と補修状況

点検種別	緊急対応が必要な損傷 <sup>※1</sup>				計画的に対応する損傷 <sup>※2</sup>			
	令和3年度末 残存損傷数	令和4年度		令和4年度末 残存損傷数	令和3年度末 残存損傷数	令和4年度		令和4年度末 残存損傷数
		損傷発見数	補修件数			損傷発見数	補修件数	
土木点検	2	87	89	0	9,554	1,138	1,058	9,634
長大橋点検	0	1	1	0	2,010	239	161	2,088
施設点検(機械設備) <sup>※3</sup>	0	56	56	0	1,009	288	401	896
施設点検(電気通信施設) <sup>※4</sup>	2	42	38	6	105	246	9	342

※1 : A、E判定(緊急修繕が必要な変状)

※2 : B判定(性能・機能低下等が見られるが、緊急を要しない不具合等)

※3 : 施設点検(機械設備)の対象物は点検補修用作業車、橋梁防災設備、エレベータ設備、汚水処理設備、ケーブル送気設備、給排水設備、トンネル換気設備、交通管理設備、凍結防止設備、トンネル防災設備等。

※4 : 施設点検(電気通信施設)の対象物は電気通信施設、道路照明設備、管路、ケーブルラックを含む。

##### 参考 土木点検判定区分

判定区分	一般的状況
E	お客様又は第三者に対し被害を及ぼす恐れがあり、緊急補修の必要がある場合。
A	変状が著しく、性能又は機能面からみて緊急補修が必要である場合。
B1	点検により性能又は機能面からみて、緊急補修を要しない場合で速やかに、対応する必要がある場合。
B2	点検により性能又は機能面からみて、緊急補修を要しない場合で予防保全の観点から計画的に対応する必要がある場合。

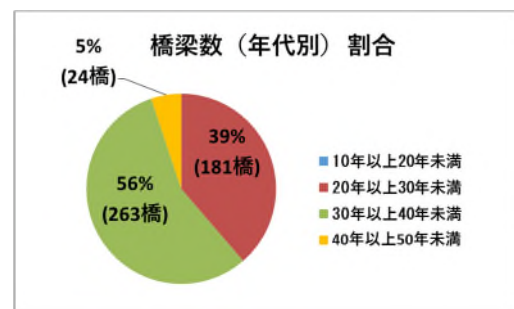
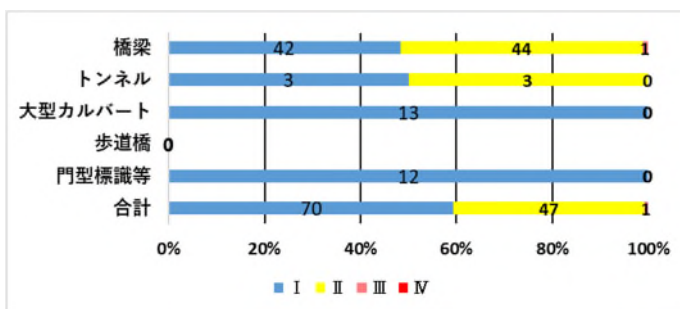
## (2) 省令に基づく詳細点検の実施

対象構造物	単位	管理数量	令和4年度点検結果				
			I	II	III	IV	
橋 梁	橋	468	87	42	44	1	0
トンネル	チューブ	27	6	3	3	0	0
シェッド	基	0	—	—	—	—	—
大型カルバート	基	63	13	13	0	0	0
歩道橋	橋	6	0	0	0	0	0
門型標識等	基	82	12	12	0	0	0

令和4年度の詳細点検において、対象構造物（橋梁）の約19%の点検を完了した（延べ約79%）。

本四道路は、供用後の経過年数が比較的短いことから、経年劣化、重交通等の影響も少ない。また、3路線とも瀬戸内に位置し飛来塩分や凍結防止剤の影響も少ない。

以上のことから、早期に補修を行わなければならない構造物の割合が少ない結果となったものと推察される。



令和4年度省令に基づく点検完了構造物の判定区分

橋梁の建設後の経過年数

(参考) トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省告示第426号）

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区 分	状 態
I 健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

※施行：平成26年7月1日



### (3) 点検業務の効率化・技術開発

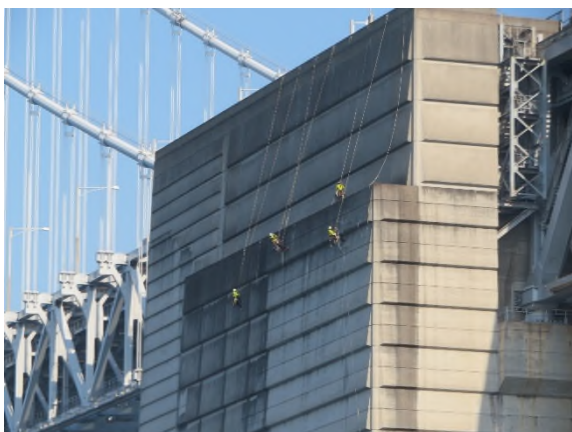
当社が管理する長大橋では主塔等大規模な構造が多く、又、海上部に位置していることで接近することが困難な箇所があります。そうした箇所については、高画質カメラ、ファイバースコープ、赤外線サーモグラフィによる点検等により点検を実施しています。また、新たな点検手法として、主塔点検用ロボット等の検討を進めています。



JR軌道上高架橋の打音点検



赤外線カメラによるスクリーニング



ロープアクセスによる点検



ファイバースコープによる桁内面点検



赤外線サーモグラフィによる疲労亀裂調査



主塔点検用ロボットの検討



(4) 点検・補修実施状況

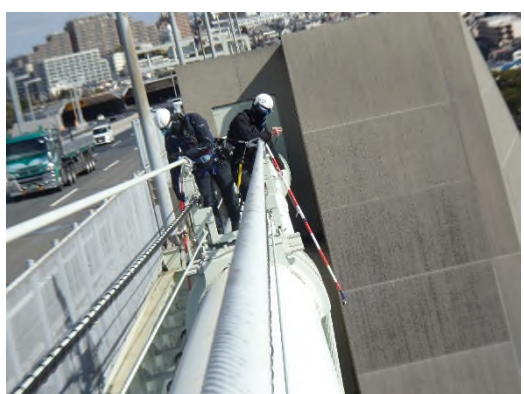
① 点検状況



点検状況（土木）



点検状況（土木）



点検状況（長大橋）



点検状況（長大橋）



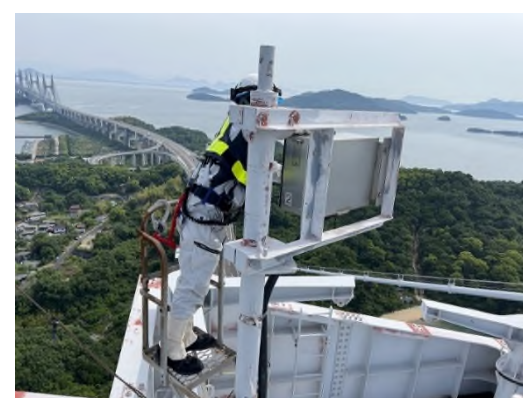
点検状況（機械設備）



点検状況（機械設備）



点検状況（電気通信施設）



点検状況（電気通信施設）

② 補修状況





### 3-2 長大橋の維持修繕業務

本州四国連絡橋は、腐食環境の厳しい海上に架けられているため、わずかな変状でもそのまま放置すると劣化が急速に進みます。このため、劣化の初期段階で補修することにより、ライフサイクルコスト（LCC）の最小化を図る予防保全による計画的な管理を推進し、更に体系的なものにしていくためにアセットマネジメントの考え方を導入して、200年以上の長期にわたり利用していただけるよう保全しています。

#### (1) 補修

長大橋の補修は、緊急を要する変状に対しては速やかに措置を行うとともに、長大橋の置かれる厳しい腐食環境では、わずかな変状も急速に劣化が進むため、変状が顕在化する前又は初期段階において必要かつ適切な補修を計画的に実施しています。（※仕様書 2-6-3）

##### 1) 塗替塗装

長大橋の塗装面積は約 400 万㎡と膨大なため、塗替塗装においては、塗膜の消耗量等を測定し、適切な時期に塗替塗装を行う予防保全を行っています。

予防保全に基づく塗替塗装により、維持管理費のコストを抑制して長期間にわたる経済性を確保しながら、長大橋の健全度維持を目指します。



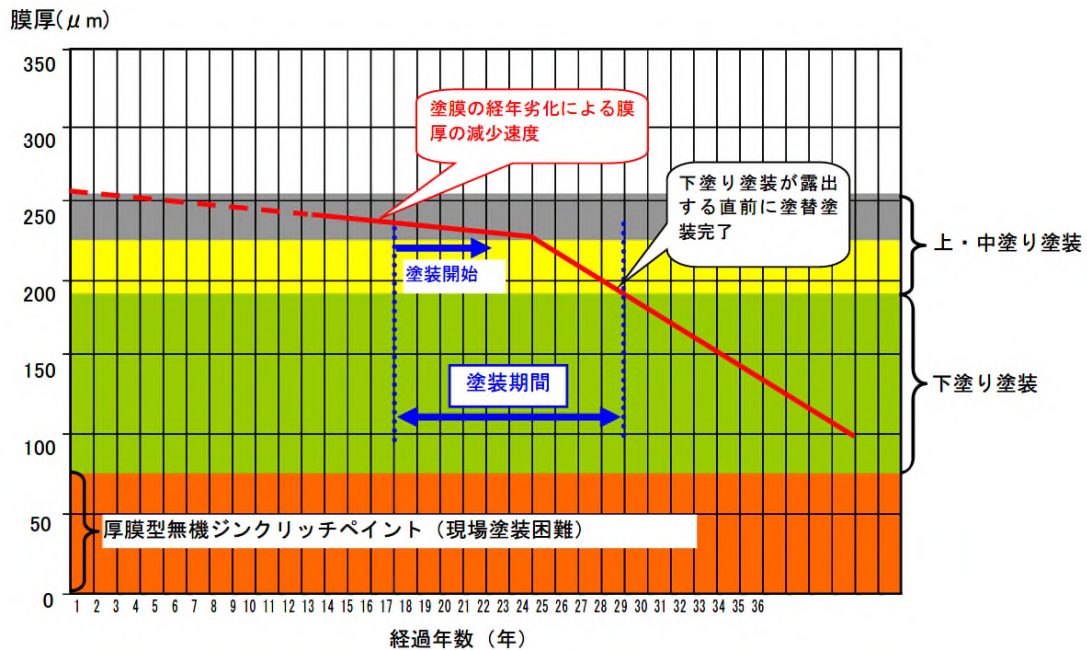
塗替塗装状況  
(一般国道 30 号 瀬戸大橋)



塗替塗装状況  
(一般国道 30 号 瀬戸大橋)

長大橋は、自然環境及び施工環境が厳しいことから、重防食塗装を採用しています。塗替えに当たっては、防錆性能に優れた無機ジンクリッチペイントを守る下塗り塗装が露出する前に塗替えを完了する予防保全の考え方に基づき実施しています。この塗替方針により、長寿命化かつ塗替コストの抑制を実現し、ライフサイクルコストの低減を図っています。

また、塗替塗装費用の縮減及び環境負荷低減が期待される塗料として、塗替対象である上・中塗りを1層で塗布可能な省工程型塗料の開発を塗料メーカー協力のもと進め、本四高速の塗料規格として制定しました。



重防食塗装の塗替方針

令和4年度は、瀬戸大橋の塗替塗装を約 15,700m<sup>2</sup> 実施しました。

当該年度の塗替塗装実績

関連区間	対象橋梁 (橋)	塗替面積※ (千m <sup>2</sup> )	塗替実績 (千m <sup>2</sup> )	
			R3	R4
明石海峡大橋	1	766	0	0
大鳴門橋	4	540	0	0
瀬戸大橋	7	1,519	15	16
西瀬戸自動車道	10	563	0	0
全体	22	3,388	実績 15	実績 16

※ 主塔、主ケーブルを除く。



補剛桁の塗替塗装足場  
(一般国道30号 瀬戸大橋)

## 2) コンクリート構造物の長寿命化

海峡部に位置し、膨大な表面積を有する長大橋基礎等のコンクリート構造物への塩害対策として、点検・非破壊検査による定量的データの蓄積、劣化予測、評価・判定を行い、最適な時期に塗装による表面被覆等の補修を行うことにより、構造物の長期耐久性向上を図っています。令和4年度は、大三島橋橋台において補修を実施しています。



橋台コンクリートの補修  
(一般国道 317号 大三島橋)



橋台コンクリートの補修  
(一般国道 317号 大三島橋)

## 3) 海中基礎の防食技術

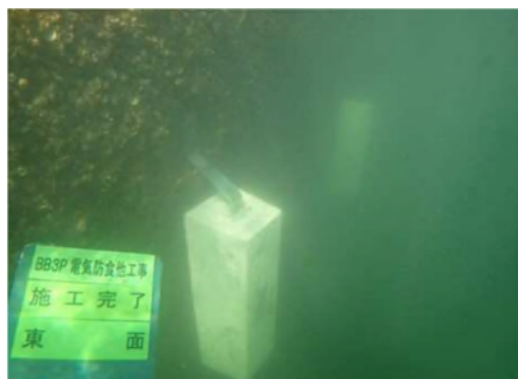
海中基礎の長期健全性を維持するため、瀬戸大橋の鋼ケーソン防食には水中部において電着工法、電気防食工法、飛沫・干満帯には被覆塗装を行っています。



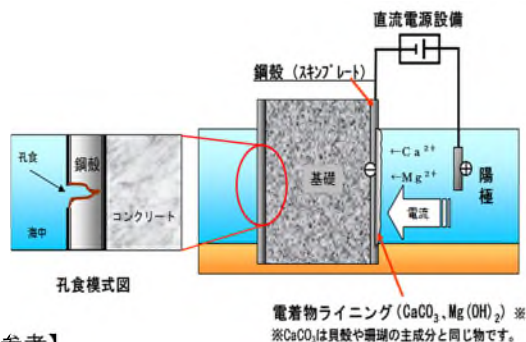
飛沫・干満帯の素地調整作業  
(一般国道 30号 北備讃瀬戸大橋3P)



飛沫・干満帯の塗装作業  
(一般国道 30号 北備讃瀬戸大橋3P)



電気防食設備(アルミ陽極)設置状況  
(一般国道 30号 北備讃瀬戸大橋3P)

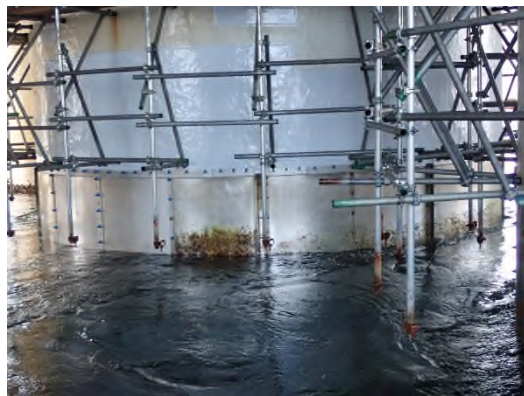


### 【参考】

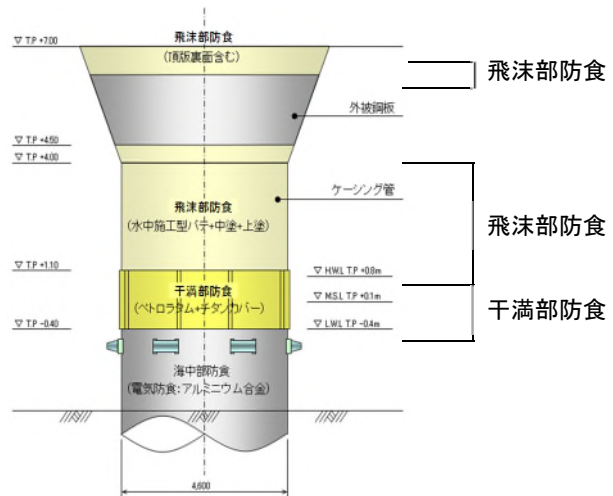
電着工法とは、海水中に微弱電流を流し、電気分解により発生した水酸化マグネシウム等を鋼殻部分に付着させ、防食皮膜を形成することにより防食する工法です。



また、大鳴門橋多柱基礎の機能を維持するため、多柱基礎の干満部及び飛沫部に防食工事を実施しています。干満部はさび止め材(ペトラタム)及びチタンカバー工法による被覆、海面上部の飛沫部は水中硬化型塗装を実施しています。



4P 飛沫部塗装、干満部チタンカバー設置状況  
(一般国道 28 号 大鳴門橋)



#### 4) ケーブル補修

吊橋ケーブルの送気乾燥システムの機能を維持するため、ケーブルバンド、送気カバーのシール補修、主ケーブルの補修塗装、ケーブルボルトキャップの交換等を行っています。令和4年度は、明石海峡大橋、南備讃瀬戸大橋及び大島大橋において補修を実施しました。



主ケーブル補修塗装状況  
(一般国道 28 号 明石海峡大橋)



ケーブルバンドシール補修状況  
(一般国道 30 号 南備讃瀬戸大橋)



ケーブルバンドシール補修状況  
(一般国道 317 号 大島大橋)



ケーブルバンドボルトキャップの交換  
(一般国道 317 号 大島大橋)

### 5) ハンガーロープ補修

吊橋のより線ハンガーロープでは、塗膜の割れ等から雨水が浸入してロープ内部が腐食する事象が確認されています。そこで、塗膜劣化により止水機能が低下したハンガーロープに対し、一般部は止水機能の高い塗膜が得られる浸せき塗装を実施し、定着部は防せい材の圧入充填工法による補修を行うことにより、長寿命化を図っています。令和4年度は、下津井瀬戸大橋において補修を実施しました。



吊橋ハンガーロープの内部充填完了  
(一般国道30号 瀬戸大橋)



吊橋ハンガーロープの内部充填完了  
(一般国道30号 瀬戸大橋)

### 6) 長大橋附属物の補修

長大橋の附属物として、大型伸縮装置、管理路等の附属物は、点検結果に基づき、計画的に補修し、延命化を図っています。



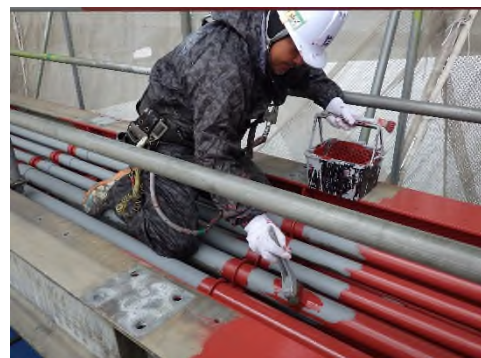
大型伸縮装置の補修  
(一般国道30号 瀬戸大橋)



鋼床版伸縮装置の補修  
(一般国道30号 瀬戸大橋)



管理路(主塔斜材部)補修  
(一般国道28号 明石海峡大橋)



管理路補修  
(一般国道30号 瀬戸大橋)

## (2) 長大橋予防保全の推進

長大橋では、予防保全の確実な実施により橋体健全度を確保しつつ、経済的な維持管理を目指します

<b>長大橋保全率</b> <b>【単位：％】</b> 橋体健全度評価において、評価点3.5以上となる長大橋の割合	令和3年度 実績値	100%																																																																																																																																																																		
	令和4年度 目標値	100%																																																																																																																																																																		
	令和4年度 実績値	100%																																																																																																																																																																		
	令和5年度 目標値	100%																																																																																																																																																																		
	中期目標値(令和7年度)※	100%																																																																																																																																																																		
<b>【算出方法】</b> 点検による部位毎の評価点を、部材の重要度等に応じて重み付けを行い、橋梁全体としての評価点を算出。 (評価点) 5: 健全性の低下が無く、耐荷力、耐久性、機能性が十分確保されている。 4: 健全性の低下は僅か、耐荷力、耐久性、機能性が適切に確保されている。 3: 健全性は多少低下しているが、所要の耐荷力、耐久性、機能性は概ね確保されている。 2: 健全性がかなり低下し、耐荷力、機能性が所要値に対して余裕が殆どない。 1: 耐荷力、機能が所要値を下回り、通行制限(速度規制、車線規制、重量制限等)が必要である。 0: 耐荷力、機能が所要値を大幅に下回り、通行止めが必要である。  健全度評価対象項目及び重み付け係数																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価部位</th> <th rowspan="2">重み付け</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> <th>I</th> </tr> <tr> <th>塗装</th> <th>シーリング</th> <th>鋼材</th> <th>ケーブル・ロープ類</th> <th>ホルト類</th> <th>コンクリート</th> <th>機能</th> <th>舗装</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">主要部材</td> <td>床組</td> <td>10 or 8</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>桁</td> <td>10</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>塔</td> <td>10</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>ケーブル</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>アンカレッジ</td> <td>10</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>主塔基礎</td> <td>10</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">二次部材</td> <td>伸縮装置</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>支承</td> <td>6</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>橋梁附属物</td> <td>5</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>塗装等</td> <td>4</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>(○)</td> </tr> <tr> <td>自歩道</td> <td>2</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>(○)</td> </tr> </tbody> </table>											評価部位	重み付け	A	B	C	D	E	F	G	H	I	塗装	シーリング	鋼材	ケーブル・ロープ類	ホルト類	コンクリート	機能	舗装	その他	主要部材	床組	10 or 8		○	○		○	○			(○)	桁	10		○	○		○	○			(○)	塔	10		○	○		○				(○)	ケーブル	10				○					(○)	アンカレッジ	10		○				○			(○)	主塔基礎	10		○				○			(○)	二次部材	伸縮装置	4			○		○		○		(○)	支承	6		○	○		○		○		(○)	橋梁附属物	5		○	○		○	○	○		(○)	塗装等	4	○								(○)	舗装	4		○						○	(○)	自歩道	2		○	○		○			○	(○)
評価部位	重み付け	A	B	C	D	E	F	G	H	I																																																																																																																																																										
		塗装	シーリング	鋼材	ケーブル・ロープ類	ホルト類	コンクリート	機能	舗装	その他																																																																																																																																																										
主要部材	床組	10 or 8		○	○		○	○			(○)																																																																																																																																																									
	桁	10		○	○		○	○			(○)																																																																																																																																																									
	塔	10		○	○		○				(○)																																																																																																																																																									
	ケーブル	10				○					(○)																																																																																																																																																									
	アンカレッジ	10		○				○			(○)																																																																																																																																																									
	主塔基礎	10		○				○			(○)																																																																																																																																																									
二次部材	伸縮装置	4			○		○		○		(○)																																																																																																																																																									
	支承	6		○	○		○		○		(○)																																																																																																																																																									
	橋梁附属物	5		○	○		○	○	○		(○)																																																																																																																																																									
	塗装等	4	○								(○)																																																																																																																																																									
	舗装	4		○						○	(○)																																																																																																																																																									
	自歩道	2		○	○		○			○	(○)																																																																																																																																																									
<b>【算出式】</b> 橋体健全度 評価点(5~0) = (部材毎評価点 × 重み付け) / 重み付け合計																																																																																																																																																																				
<b>【令和5年度目標及び中期目標の設定について】</b> 橋体健全度評価点3.5を最低値と定め、橋梁修繕を確実に実施していくことで目標値を100%とします。																																																																																																																																																																				

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

### ① 令和4年度の目標値設定

経年により低下する橋梁の健全性を指標とし、点検データに基づき橋梁部材の耐荷力、耐久性、機能性を評価し、橋体健全度評価点 3.5 を最低値と定め、橋梁修繕を確実に実施していくことで目標値「100%」としました。

$$\text{目標値 (\%)} = \text{橋体健全度 評価点 3.5 以上の橋梁数} / \text{対象橋梁 (22 橋)} \times 100$$



② 当該年度の実績値の分析と過年度との比較

橋梁修繕の継続により橋体の健全性を維持しており、令和4年度においても劣化・損傷部材の補修を計画的かつ確実に実施することにより目標値を確保することができました。

令和4年度橋体健全度評価 総括表

ルート	橋梁名	上部工形式	橋体健全度		備考
			R3	R4	
神戸淡路鳴門道	明石海峡大橋	トラス吊橋	4.2	4.1	
	門崎高架橋	鋼箱桁橋	4.0	4.0	
	大鳴門橋	トラス吊橋	3.7	3.6	
	撫養橋（上り線）	鋼箱桁橋	4.5	4.5	
	撫養橋（下り線）	鋼箱桁橋	4.5	4.5	
瀬戸中央道	下津井瀬戸大橋	トラス吊橋	3.9	3.9	
	櫃石島橋	トラス斜張橋	4.2	4.0	
	岩黒島橋	トラス斜張橋	4.1	3.9	
	与島橋	トラス橋	3.7	3.6	
	北備讃瀬戸大橋	トラス吊橋	4.2	4.1	
	南備讃瀬戸大橋	トラス吊橋	4.0	4.0	
	番の州高架橋(番の州トラス橋)	トラス橋	3.9	3.9	
西瀬戸道	新尾道大橋	箱桁斜張橋	4.4	4.5	
	因島大橋	トラス吊橋	4.2	4.2	
	生口橋	箱桁斜張橋	4.5	4.7	
	多々羅大橋	箱桁斜張橋	4.1	4.1	
	大三島橋	アーチ橋	4.3	4.6	
	伯方橋	箱桁橋	4.4	4.2	
	大島大橋	箱桁吊橋	4.1	4.1	
	来島海峡第一大橋	箱桁吊橋	4.0	4.0	
	来島海峡第二大橋	箱桁吊橋	4.2	4.2	
来島海峡第三大橋	箱桁吊橋	4.1	4.1		

※橋体健全度評価点 最低値 3.6（大鳴門橋、与島橋）

長大橋のアウトカム指標は、経年による変状で低下した各種部材の健全性を評価し、橋梁修繕による健全性の回復により橋体健全度評価点 3.5 を確保するため、以下の取組を行います。

- 「長大橋健全度評価委員会」により組織的な評価を行う。
- 上記委員会により、長大橋（22 橋）について個々の橋梁の特性を踏まえ、健全性を適正に評価する。
- 橋梁部材の重要性、変状程度等より決定した橋梁修繕の確実な進捗を図る。
- 耐久性に優れる補修材料、施工法の調査、検討及び試験施工を実施する。

③ 当該年度に行った施策の代表例とその効果

令和4年度は主塔の補修塗装、橋梁付属物補修、塗替塗装、コンクリート補修、ケーブルバンドシール補修、橋梁付属物補修等を実施しました。



明石海峡大橋 主塔補修塗装実施



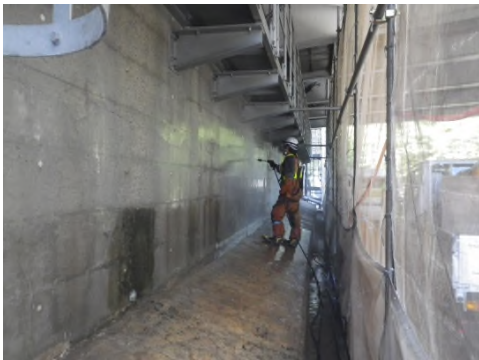
大鳴門橋 1A コンクリート補修状況



因島大橋局部補修塗装実施状況



大鳴門橋 主塔基部管理路更新完了



大三島橋 コンクリート補修状況



瀬戸大橋 塗替塗装実施状況

④ 次年度の目標値とその取組の紹介

目標値：橋体健全度評価点 3.5 を最低値と定め、橋梁修繕を確実に実施していくことで目標値 100%とします。

橋梁修繕を計画的かつ継続的に行い、耐久性に優れた補修材料を採用する等により、健全性の維持・向上を図り、橋体健全度 3.5 を全ての長大橋において維持します。



### 3-3 維持修繕業務（点検・清掃・植栽・雪氷・補修等）

維持修繕業務には、道路構造物及び道路附属物の損傷、機能の損失又はそれらの前兆を把握する「点検」と、損傷の進展を防ぎ、機能を原状回復させる「補修」があります。

#### （1）清掃・植栽管理業務

高速道路の安全かつ快適な走行環境の確保や良好な沿道環境の保全、また、お客様に気持ちよくご利用して頂けるように路面、トンネル、排水施設及び休憩施設駐車場等各施設における清掃、中央分離帯やのり面の樹木剪定や草刈等による清掃・植栽管理業務を実施しています。

（※仕様書 2-12-2）



清掃作業（路面清掃）



植栽管理（中央分離帯樹木剪定）

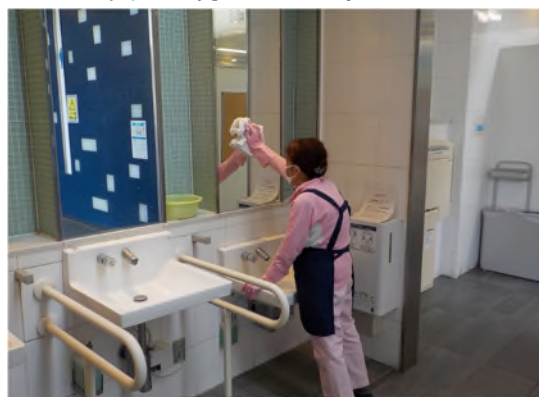
#### （清掃作業による取組事例）

台風等による強雨時における排水機能確保のため、のり面上の排水溝や集水ますの清掃を実施しました。

また、お客様にトイレを快適にご利用して頂けるよう、日々清掃を実施し、混雑期については清掃回数の増、管理時間の延長等の対応によりトイレの美化に努めました。



排水溝清掃



お手洗い清掃

#### （植栽作業による取組事例）

成長木の倒木による第三者被害を防止するために、のり面の成長木について、現地確認・調査を行ったうえで、伐採を実施しました。



成長木伐採作業

## (2) 雪氷対策

冬季の12月から3月の4ヶ月間は雪氷体制を構築しており、気象予測に基づいて凍結防止剤散布作業を実施し、冬季の交通確保に努めました。

令和4年度は、凍結防止剤の散布回数は全体で80回となり、前年度の80回と同様で、降雪の影響による通行止めは、令和5年1月の大雪に伴い神戸淡路鳴門自動車道で1回実施しました。

(※仕様書 2-3)



凍結防止剤散布状況



除雪状況（明石海峡大橋）

## (3) 補修

点検で発見された補修等の対応が必要となる損傷について、適切な補修を実施するとともに、舗装補修工事等による走行性の維持、防護柵改良工事等による安全性の確保により安全・安心・快適な道路の提供に努めました。(※仕様書 2-6)



舗装補修工事（切削オーバーレイ工）



舗装補修工事（床版防水工）





のり面補修工事（ふとんかご工）



はく落対策工事（C-BOX）



落下物防止柵設置工事



防護柵改良工事

【参考】詳細点検で健全性区分Ⅲ以上の判定となった構造物の補修状況

対象構造物	数量	補修状況
橋梁	13 橋	補修済 13 橋
大型カルバート	2 基	補修済 2 基

※数量は平成 26 年から令和 4 年度の点検結果で健全性区分Ⅲ以上の構造物数

#### （４）交通事故復旧作業

お客様に安全かつ円滑に通行していただけるよう、交通事故により損傷を受けた道路附属物（防護柵、立入防止柵、眩光防止施設、視線誘導標、距離標及び標識等）を原形復旧させることで、道路の機能を保持し、かつ高速道路の利用環境や高速走行における快適性を保持できるように作業を実施しています。（※仕様書 2-4）



ガードレール復旧工



中分ワイヤロープ復旧工

## (5) 管理目標

### 1) 安全な走行環境の提供

本州と四国を結ぶ幹線道路として、また、瀬戸内海の島々をつなぐ生活道路としての役割を果たすために、舗装補修工事等による路面補修を確実にを行い、道路利用者が快適に感じる舗装の状態が保持されている道路延長の確保を目指します。

<b>快適走行路面率</b> <b>【単位：％】</b> 快適に走行できる舗装路面の車線延長比率	令和3年度 実績値	96	％
	令和4年度 目標値	95	％
	令和4年度 実績値	96	％
	令和5年度 目標値	96	％
	中期目標値(令和7年度)※	95	％
<b>【算出方法】</b> 路面のわだち掘れやひび割れによる振動や騒音が少なく、道路利用者が快適に感じる舗装の状態(わだち掘れ<25mm、ひび割れ率<20%、平坦性(IRI)<3.5mm/m)の本線車線延長を本線全車線延長で除して算出する。 <b>【算出式】</b> 快適走行路面率(%)=(LP-Lpa)/LP×100 LP : 車線別(第一走行・第二走行、追越、登坂車線)ののべ舗装延長 Lpa : 路面性状調査結果、日常点検結果及び当該年度期中の劣化予測等により、補修が必要と判断される車線延長 <b>【令和5年度目標及び中期目標の設定について】</b> 令和4年度の実績値と同様の目標を設定しています。			

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去の実績より算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

#### ① 令和4年度の目標値設定

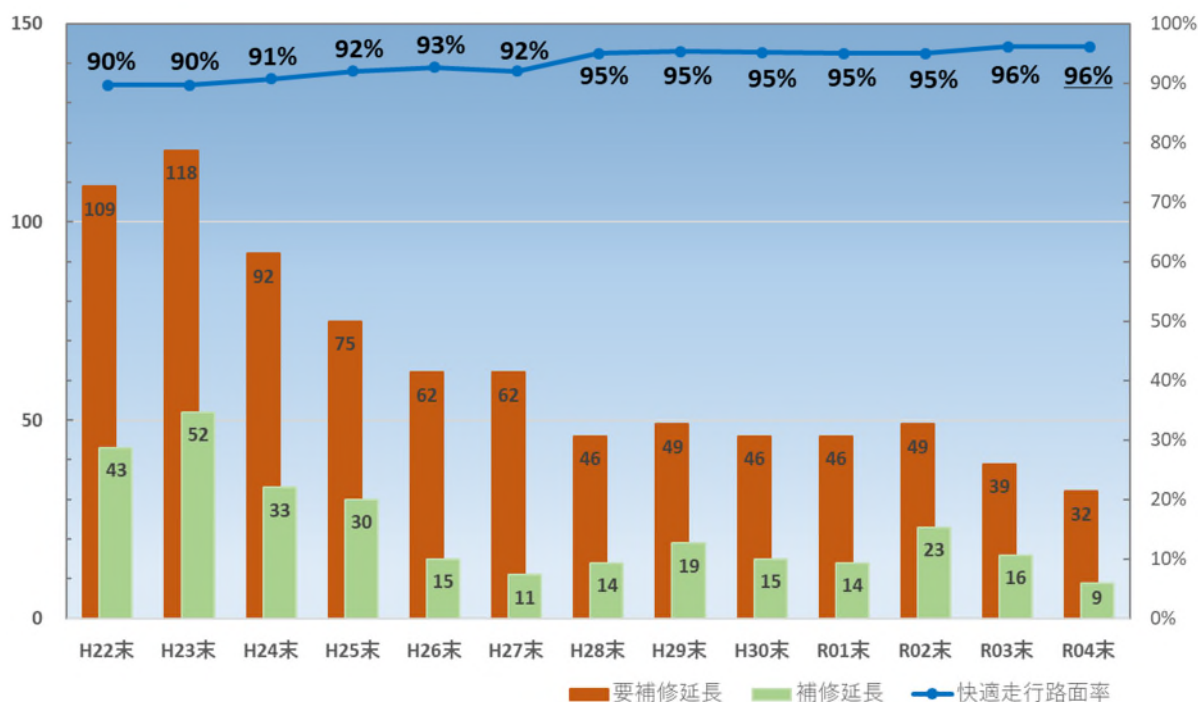
過去5年の実績と同等程度を維持する事を目標に、95%以上と設定しました。

#### ② 当該年度の実績値の分析と過年度との比較

年度	対象車線延長 (A) (km)	当年度末の劣化予測後要補修延長 (B) (km)	当該年度の補修延長 (C) (km)	当該年度末の補修後要補修延長 (D)=(B)-(C) (km)	アウトカム(保全率) €=((A)-(D))/(A) (%)
H22	638	109	43	66	90%
H23	638	118	52	66	90%
H24	638	92	33	59	91%
H25	638	75	30	45	92%
H26	638	62	15	47	93%
H27	638	62	11	51	92%
H28	638	46	14	32	95%
H29	638	49	19	30	95%
H30	638	46	15	31	95%
R1	638	46	14	32	95%
R2	590 ※ <sup>1</sup>	49	23	26	95%
R3	590 ※ <sup>1</sup>	39	16	23	96%
R4	590 ※ <sup>1</sup>	32	9	23	96%

※1 令和2年度より、コンクリート舗装延長は含まず。





要補修延長と補修延長の推移

③ 当該年度に行った施策の代表例とその効果

令和元年度に計測した、路面性状調査の結果を踏まえた舗装劣化予測及び日常点検の結果を基に、要補修箇所を的確に把握し策定した効率的な補修計画により、令和4年度は約9km・車線の補修を行い、快適走行路面率は96%となりました。

④ 次年度の目標値とその取組の紹介

目標値：令和4年度の実績値と同様の目標として96%とします。

令和5年度においても、舗装マネジメントシステム（PMS）による劣化予測と日常点検により要補修箇所を的確に把握し、令和4年度に引き続き舗装補修工事を実施し、快適に走行できる路面の維持に努めます。

なお、基本となるデータは、令和4年度路面性状調査結果に基づく劣化予測値とし、要補修対象は過年度と同様の路面補修目標値※を使用します。

※路面補修目標値：わだち掘れ25mm以上、ひび割れ率20%以上、平坦性(IRI)3.5mm/m以上

3-4 管理業務（料金收受・交通管理・道路サービス業務）

(1) 料金收受業務

① 料金收受の着実な実施

料金所では、時間帯、曜日、季節等により絶えず変動する交通状況に応じた適正な車線数の開放を行い、お客様からの各種問い合わせには適切な情報提供を行うとともに接客マナー向上に努め、ETC車線でトラブル等が発生した場合は、迅速に車線に駆けつけ車両を安全な場所へ誘導し、適切な課金処理を行いました。

また、ETCをご利用のお客さまへのサービス向上のため、ETCレーンの複数設置を進めています。



有人での料金收受



自動精算機での料金收受

## ② 安全通路の整備

ETC レーン横断に伴う料金收受員とお客様車両との接触事故防止対策として、安全通路を整備したところですが、ETC レーンの複数設置に伴い新たに整備が必要となった料金所について 1カ所の整備が完了しました。引き続き、必要な安全通路の整備を進めています。

## ③ 不正通行への取組

強行突破等の未課金車両や不正通行に対しては、監視カメラの活用等により、通行車両の特定を行い、通行料金の徴収に努めるとともに、全社的な不正通行対策キャンペーン等の実施により、不正通行の抑止に努めました。

## (2) ETC専用化の取組

令和2年12月17日に高速道路6会社で公表した「ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化について」のロードマップに基づき料金所のETC専用化を進めています。

令和4年度は、本四道路で最初のETC専用料金所となる東浦料金所の運用開始に向け、誘導案内標識の整備や誤進入対策、サポートレーンの整備を行い、令和5年4月3日に運用を開始しました。

## (3) 交通管理業務

### 1) 道路巡回、交通管制

道路パトロールカーが管制室と無線で連絡を取りながら、24時間体制で定期的又は臨時に道路の巡回を行っています。

併せて、管制室ではCCTV、車両検知器等により常に道路状況・走行環境等を監視するとともに、各種情報を把握し、道路情報板等によりお客様に迅速かつ的確な情報提供を行っています。

これらの連携により、交通事故・車両火災・通行車両等による道路損壊や汚損・積荷落下・異常気象・故障車両停車・逆走車や歩行者等の誤進入といった異常事態を早期に発見して適切な処理を行い、道路の安全を守っています。(※仕様書 4-2、4-3)

項目	事故	故障	落下物	計
令和4年度事案処理件数	661件	1,935件	5,663件	8,259件



交通安全啓発活動の状況



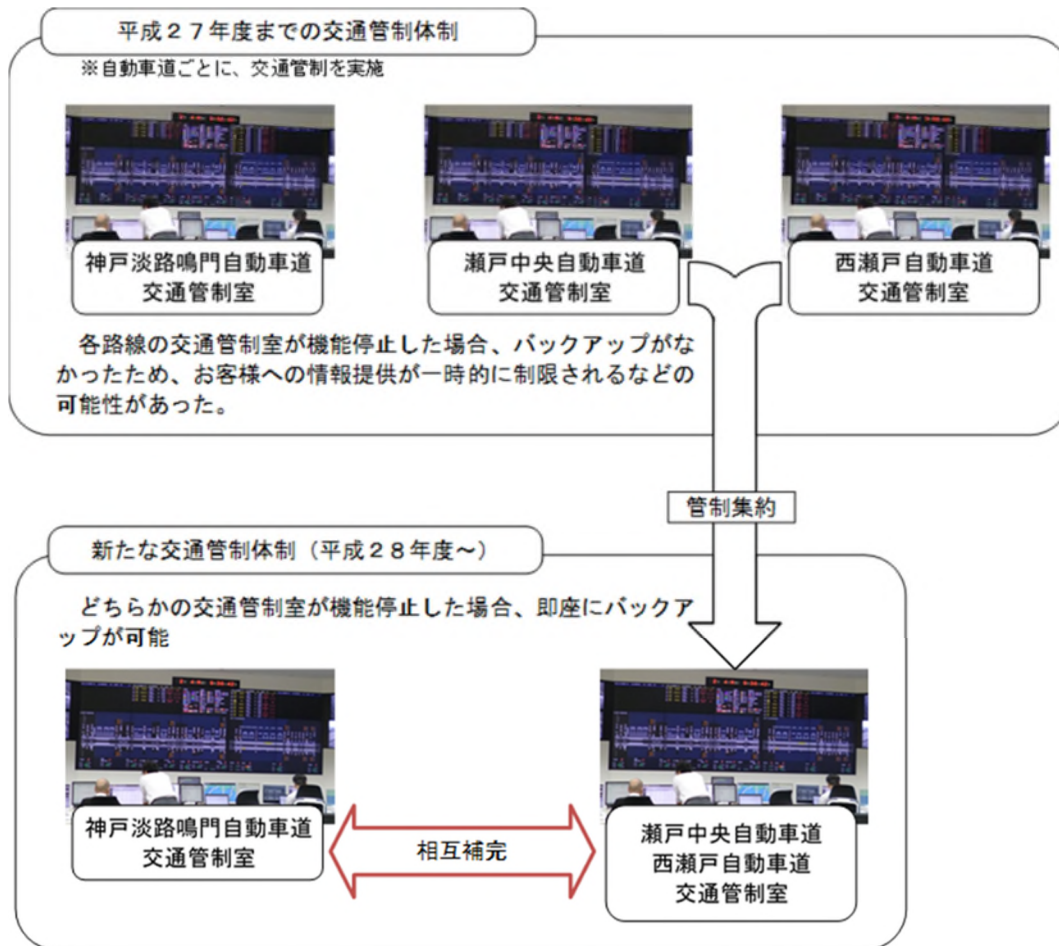
管制室の状況

## 2) 交通管制の取組について

当社では、平成 27 年度まで路線ごとに設置していた管制室（3 管制体制）について、体制合理化によるコスト削減を推進しつつ、東日本大震災の教訓や直下型地震等の防災対策等を踏まえた防災・減災対策を鑑み、バックアップ及び多重性（リダンダンシー）の必要性の観点から、平成 28 年度から 2 管制体制で運用を行っています。

## 3) 車両制限令違反車両等の取締り

当社では、道路構造物の健全性確保及び交通の危険防止のため、車両制限令違反車両取締りを実施（道路法の規定に基づく独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構名による措置命令も実施）するとともに、法令遵守の啓発活動強化に取り組み、大型車両の通行の適正化を推進しています。（※仕様書 4-4）



<b>車限令違反取締回数</b> <b>【単位：回、台、件】</b> 本四道路上で実施した車限令違反車両取締り実施回数(回)、引込み台数(台)、措置命令件数(件)、即時告発件数(件)	令和3年度 実績値	取締り実施回数	156 回
		引込み台数	297 台
		措置命令件数	44 件
		即時告発件数	0 件
	令和4年度 目標値	取締り実施回数	150 回
	令和4年度 実績値	取締り実施回数	153 回
		引込み台数	219 台
措置命令件数		42 件	
令和5年度 目標値	取締り実施回数	150 回	
中期目標値(令和7年度)※	取締り実施回数	150 回	
<b>【令和5年度目標及び中期目標の設定について】</b> 継続的に現在の取締り水準を確保した数値で設定しています。			

### ① 車両制限令取締隊の設置による取締り強化

車両制限令違反車両に対しては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路各社が連携して、取締りの強化、是正指導等を行っています。

当社も、平成27年度に車両制限令取締隊（車限隊）を設置、研修期間を経てIC入口等で現地取締りを行う等取締り活動を開始し、平成28年度からは年間を通して本格的に取締り活動を行い、その強化を図っています。



## ② 関係機関との連携による取締りの実施

取締りの実効性をより一層持たせるため、関係機関（警察・運輸支局等）との合同取締りや近接する他の道路管理者（国交省、西日本高速、阪神高速）との同時時間帯取締りを実施する等の取組を行っています。



他機関との合同取締状況



車両計測状況

## ③ 高速度対応自動軸重計計測による取締り強化

ETCが普及（本四道路での利用率9割超）した状況において、有効に重量違反車両を取り締まるため、以下の取組も行っています。

### ○ 施策例

平成28年度末までに、全料金所の入口ETCレーンに高速度対応自動軸重計を設置しました。

高速度対応自動軸重計の設置以降、設置箇所での計測の結果により違反が判明した者には指導警告書を送付しています。更に、悪質な違反者に対しては車両制限令違反防止講習会を実施し、道路法その他の法令の趣旨、重量超過車両が道路構造物に与える影響等について説明するとともに、再発防止等に向けた指導を行っています。

また、高速度対応自動軸重計計測結果を分析し、効果的で効率的な現地取締計画に反映させることにより、取締りの強化につなげています。

## ④ 是正指導

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の措置命令を受けた事業者への警告書の送付、車両制限令違反防止講習会での是正指導を行っています。

## ⑤ 車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等について

重量超過等の違反が後を絶たず、当該車両が道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反者等に対する徹底した指導取締りとあわせ、平成28年10月から、大口・多頻度割引の割引停止措置等を適用するとともに、車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、この情報に基づいて、大口多頻度割引の割引停止措置及びETCコーポレートカードの利用停止措置を高速道路6会社において統一的に適用しています。また、平成29年4月から違反点数の見直し、累積期間の見直しを行っています。

## ⑥ 啓発活動

現地取締りや交通安全運動期間中のチラシ配布、高速バス車外広告やラジオ広告を利用し、道路構造物の保全、安全走行についての啓発活動を継続して実施しています。



啓発活動の状況

## ⑦ 次年度の目標値について

年間取締計画での取締回数を目標値として取締を実施していきます。

当社では、道路の劣化を早める重量超過等の違反車両に厳正に対処するため、引き続き、関係機関と連携し、積極的な対策に取り組んでまいります。

(4) 定時性・確実性確保への取組

1) 本四道路の通行止め

交通の安全を確保するために行う道路の通行止めについて、工事実施方法の工夫等により可能な限り通行止め時間を短縮する等、本四道路の通行の定時制・確実性の向上にも寄与するよう取り組みました。

<b>通行止め時間</b> <b>【単位：時間】</b> 雨、雪、事故、工事等に伴う年間の平均通行止め時間	令和3年度 実績値	16 時間	主 な 要 因	災害・悪天候	14	
	令和4年度 実績値	24 時間		主 な 要 因	事故・その他	1
					工事	1
	令和4年度 実績値	24 時間	災害・悪天候	23		
事故・その他 1						
工事 0						
<b>【算出方法】</b> 上下線別の通行止め時間に距離を乗じた年間のべ時間・距離を営業延長で除算して算出する。						
<b>【算出式】</b> 通行止め時間×通行止め距離/路線延長						

令和4年度に悪天候や事故等により、やむを得ず発生した道路の通行止めについては、関係する機関と連携して、通行止めの解除に向けた作業等を迅速に実施しました。

工事については、計画的かつ安全に実施できるよう、関係する警察機関や道路管理者と適切な事前協議を行ったうえで、作業を実施しました。

また、通行止めを伴う事故等が発生した場合には、通行止めによるお客様への影響を最小化するための検討会を開催し、今後の定時制・確実性確保に向けた検証を行っています。

令和5年度は、やむを得ず発生する通行止めについて、引き続き関係する機関と連携して通行止め時間の減少に取り組んでまいります。



情報板による通行止め状況



規制車による通行止め状況

## 2) 渋滞対策の推進

<b>本線渋滞損失時間</b> <b>【単位：万台・時】</b> 渋滞が発生することによるお客様の年間損失時間	令和3年度 実績値	3万台・時
	令和4年度 目標値	3万台・時
	令和4年度 実績値	4万台・時
	令和5年度 目標値	4万台・時
	中期目標値(令和7年度)※	3万台・時
<b>【算出方法】</b> 交通流測定器(トラフィックカウンター)が設置されている各IC間を、法定速度で通過した場合の時間と、実走行の平均走行速度(旅行速度)で通過した時間との差を毎正時ごとに累計して年間損失を算出する。 <b>【算出式】</b> $\{[(\text{区間距離}/\text{旅行速度}) - (\text{区間距離}/\text{法定速度})] \times \text{区間交通量}\}$ の年間累計 ※ただし、法定速度より旅行速度が大きい場合は、法定速度とする。 <b>【令和5年度目標及び中期目標の設定について】</b> 令和5年度目標値は、令和4年度から新型コロナウイルスの影響が少なくなってきたことを鑑み、過去5年間の平均値により4万台・時を目標とします。中期目標値については、過去5年間の平均値を目標値とします。ホームページ等での広報や交通事故対策を行うことで、渋滞の削減を目指します。		

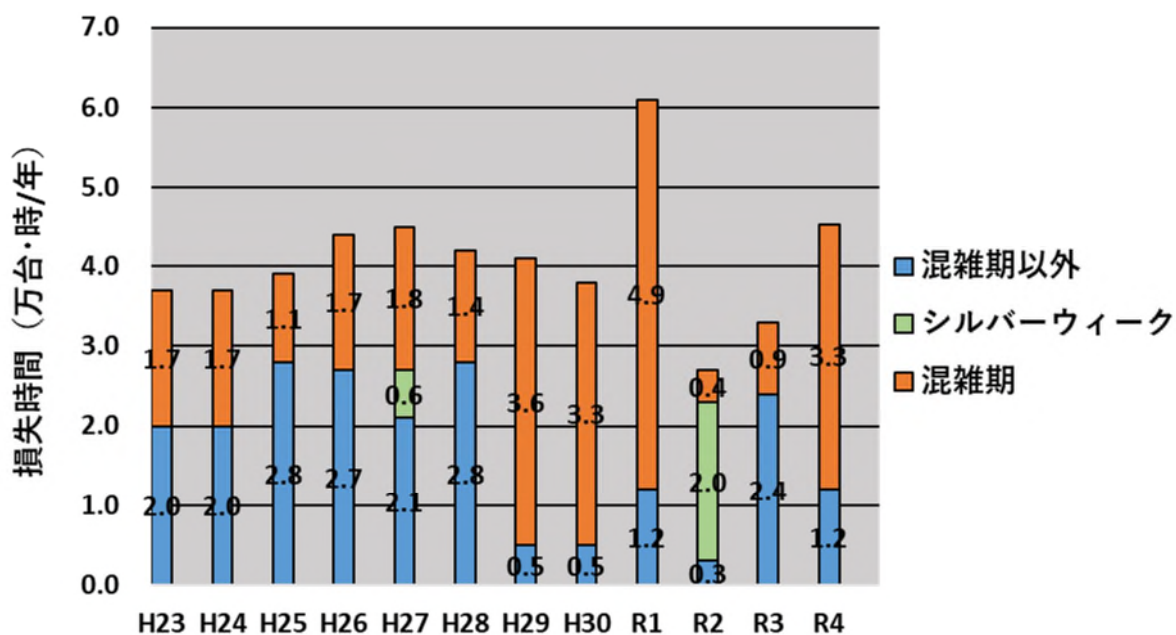
※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去5年間の平均により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

本州と四国を結ぶ幹線道路として、また、瀬戸内海の島々をつなぐ生活道路としての役割を果たすために、広報活動等を通じて本四道路上での渋滞を減らし、安全で快適に利用できる高速道路を目指します。

### ① 当該年度の実績値の分析と過年度の比較

路線名		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一般国道28号 (神戸淡路鳴門 自動車道)	(1)ゴールデンウィーク	1.2	0.8	0.7	1.1	1.0	0.6	2.6	3.0	4.0	0.0	0.9	3.0
	(2)お盆	0.4	0.8	0.3	0.4	0.7	0.7	1.0	0.2	0.4	0.4	0.0	0.1
	(3)シルバーウィーク	-	-	-	-	0.6	-	-	-	-	2.0	-	-
	(4)年末年始	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.5	0.0	0.0	0.3
	混雑期計(1)+(2)+(3)+(4)	1.7	1.7	1.1	1.7	2.4	1.4	3.6	3.3	4.9	2.4	0.9	3.3
	混雑期以外	2.0	2.0	2.8	2.7	2.1	2.8	0.5	0.5	1.2	0.3	2.4	1.2
	渋滞損失時間 合計	3.7	3.7	3.9	4.4	4.5	4.2	4.1	3.8	6.1	2.7	3.3	4.4





渋滞損失時間の推移 (H23～R4年度)

令和4年度は、新型コロナウイルスによる行動制限が無くなり、ゴールデンウィーク等の混雑期において交通量が集中し、渋滞が過年度より増大しました。また、混雑期以外の連休においても渋滞が発生したため、渋滞損失時間が目標値を上回りました。

路上工事による渋滞損失時間 【単位：万台・時】 路上工事に起因する渋滞が発生したことによるお客様の年間損失時間	令和3年度 実績値	1万台・時
	令和4年度 目標値	1万台・時
	令和4年度 実績値	1万台・時
	令和5年度 目標値	1万台・時
	中期目標値(令和7年度)※	1万台・時
【算出方法・算出式】 本線渋滞損失時間による。		
【令和5年度目標及び中期目標の設定について】 令和5年度目標及び中期目標については、過去5年間の平均値を目標値とします。令和5年度以降も、交通規制の回数及び時間の削減に向けた取組を継続することで目標達成を目指します。		

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去5年間の平均により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

## ② 当該年度に行った施策の代表例

例年、本四道路における渋滞の発生は、混雑期であるゴールデンウィーク、お盆及び年末年始に集中することから、各混雑期間に先立ち、渋滞発生が予想される日・時間帯等をお客様に事前にお知らせし、渋滞を避けた旅行計画をして頂くよう広報活動に取り組むことしております。

また、広域情報板、図形情報板等による情報提供や、サグ渋滞箇所については、速度低下に対し注意を促す標識を設置しており、SA・PAにはサグ渋滞注意喚起のポスターを掲示し、更に、混雑期間中においては路上工事の施工を抑制しました。

さらに個別の対策として、舞子トンネル上り線の渋滞対策で注意喚起のポスター掲出等を実施しました。

### ③ 次年度の目標値とその取組の紹介

令和5年度は、引き続き各混雑期間に先立ち、渋滞予測結果を公表するとともに、特徴的な渋滞傾向についての情報発信により渋滞緩和を目指します。

サグ渋滞や舞子トンネルの渋滞に対する注意喚起のポスターは継続して掲示するとともに、当社ホームページにおいても、継続して広報します。

また、混雑期間には緊急工事を除いて路上工事を抑制し、広報活動により一層取り組み、混雑期以外には交通規制の集約化に努め、渋滞が発生しないよう取り組みます。

上記の取組を徹底して、過去5年間の平均値を目標値として設定します。

### 3) 路上工事による車線規制時間の削減

お客様への負担を軽減するために、交通規制を伴う工事の相互調整等を実施し、路上工事に伴う車線規制時間の減少を図り、交通の円滑化及び渋滞の減少を目指しています。

なお、路上工事による車線規制時間については、アウトカム指標により把握するとともに、日頃から削減に努めています。

<b>交通規制時間</b> <b>【単位：時間/km】</b> 道路1km当たりの路上工事に伴う年間の交通規制時間	令和3年度 実績値	109 時間/km
	令和4年度 実績値	72 時間/km
<b>【算出方法】</b> 路上工事に伴う車線規制(路肩規制、移動規制、事故処理のための規制を除く。)時間の年間累計を路線延長で除して算出する。 <b>【算出式】</b> $\text{路上工事による年間車線規制時間(時間)} / \text{管理延長(172.9km)}$		

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

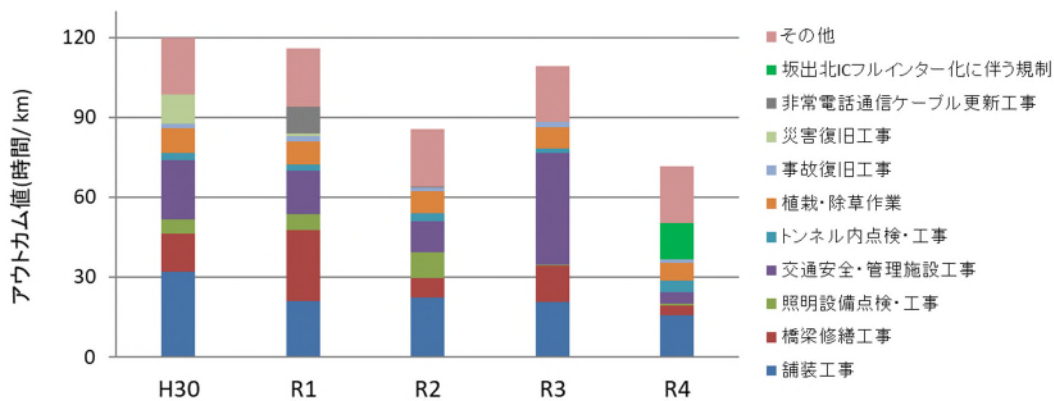
### ① 当該年度の実績値の分析と過年度との比較

令和3年度の交通規制時間は前年度に比べて増加しましたが、令和4年度は前年度に比べて約6,500時間減少し、全体では減少傾向が継続しております。

	年度	規制時間(時間)	アウトカム(時間/km)
路上工事による車線規制時間	令和3年度	18,911	109
	令和4年度	12,369	72

### ② 当該年度に発生した事象とその影響

令和3年度と比較すると、坂出北 IC フルインター化に伴う規制が増加しました。しかし、令和4年度は長期間の交通規制が必要となる防護柵改良工事に伴う交通安全・管理施設工事が減少し、結果として令和4年度の実績値は前年比で37ポイント減少しました。



アウトカム値の推移 (H30～R4 年度)

### ③ 当該年度に行った施策の代表例とその効果

構造物や付属設備の経年劣化による補修工事や、特定更新等工事の増加が見込まれるため、近接する複数工事の規制集約を積極的に行い、規制回数及び規制時間の削減に努めました。令和4年度は、173回の規制の集約を行い、計1,482時間の集約ができました。

### ④ 今後の方針

構造物の経年劣化に加えて、橋梁の耐震補強工事、防護柵改良工事の実施等、今後も工事量の増加が見込まれますが、近接工事の車線規制集約を継続するとともに、計画段階より車線規制時間を短縮する工法の検討を行う等、引き続き路上工事による規制の回数及び時間の削減を図ります。また、工事の事前周知を必要に応じて実施する等して、交通の円滑化を目指します。

## (5) 道路サービス業務

### 1) 情報提供

四国から本州への玄関となる明石海峡大橋の手前では、各 JCT で接続する他路線を含む道路情報（事故及び渋滞等）を図形情報板により提供しています。これらの道路情報は他の道路会社から情報提供を受けており、お客様が経路を選択する際に役立つように、分かりやすい道路情報の提供に努めています。

また、SA・PAにおいても、道路交通情報を提供するモニターを設置して、お客様への情報提供を行っています。



図形情報板



デジタルサイネージ



屋内道路交通情報モニター



屋外道路交通情報モニター

当社ホームページでは、特に渋滞の多い舞子トンネル出口付近を走行するお客様に対する渋滞時の経路選択の参考情報や、路線ごとの天気予測等を掲載して、お客様の安全・安心・快適な走行を支援しています。

ドライバーズサイト > 料金・道路案内 > 明石海峡大橋を渡り大坂方面へ走行される際の経路のご案内

**明石海峡大橋を渡り大坂方面へ走行される際の経路のご案内**

※平成29年6月3日(土)以降からの臨時高速の料金変更を反映したページでございます。

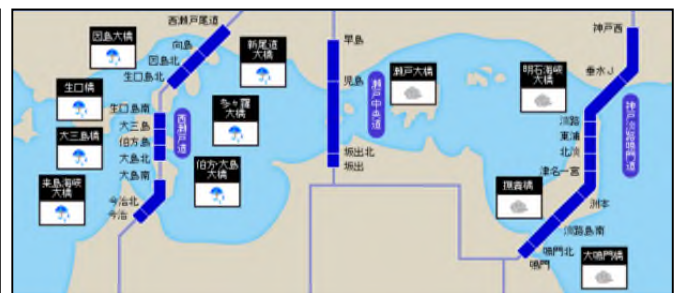
明石海峡大橋を渡り、阪神高速3号神戸線や5号湾岸線(兼程)を利用して大坂方面へ走行される場合には、番付JCTを経由するルートの方が、常磐ETCを経由するルートもありです。実際の料金状況に応じて、経路選択の参考にしてください。

**明石海峡大橋から大坂方面へは 常磐JCT からも行くことができます！**

料金・道路案内

- 料金のご案内
- 料金検索
- 通行料検索
- 道路区分表
- 道路番号により選ばれる料金に関する資料検索
- 緊急通行車両、災害時急用車に於ける料金の優待案内
- 不正通行対策の取組
- ETCマイレージサービス
- 大口・多額決済
- 標準料金表
- 企業割引
- 払戻し
- 道路の概要
- JCT・IC
- 明石海峡大橋を渡り大坂方面へ走行される際の経路のご案内
- 自転車歩行者道
- 特殊車両通行許可制度
- 重量制限
- 半導体路のご利用に関する規約
- 料金・道路案内 FAQ
- 通行止め情報
- 5月31日14時19分 現在
- 通行止めはありません。

舞子トンネル出口付近渋滞時における経路選択の参考情報



天気予想



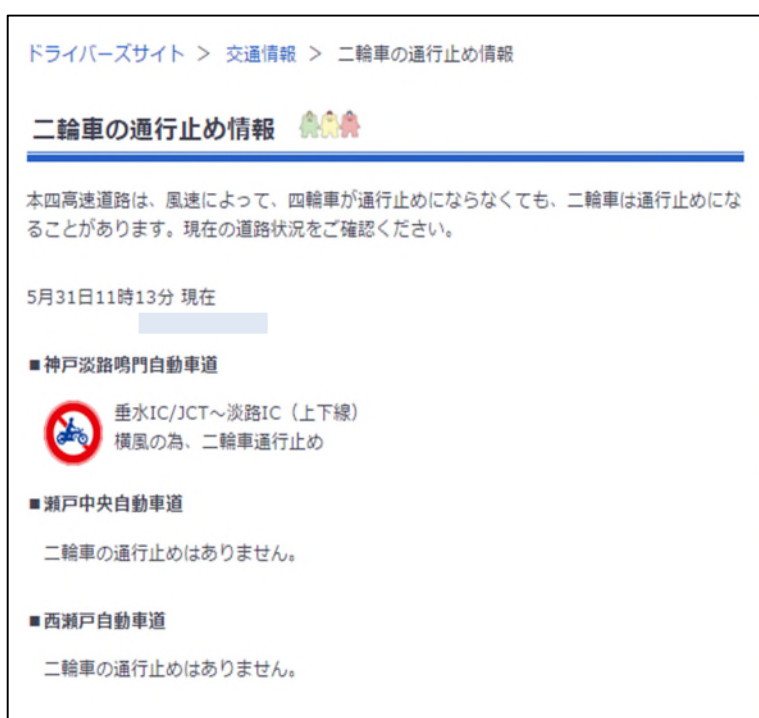
風予想

二輪車通行止め情報のほか、生口島道路及び大島道路（直轄道路）の通行止め情報は、高速道路上等にある道路情報板への掲出と電話問い合わせでの対応としていましたが、当社ホームページにリアルタイムで掲載しています。





トップページへの表示



通行止め情報の詳細（二輪車）

## 2) 休憩施設

### ① 休憩施設における地元利用

地元地域の観光振興及び本四道路の利用促進等を目的として、SA・PAで地元自治体によるイベント等を実施しています。今年度は地元産品の特産市の開催や瀬戸内地域の飲食店と連携したスタンプラリーの実施など休憩施設における地元利用の取り組みを進めたことにより、多くの地域の方々に休憩施設をご利用していただきました。引き続き、休憩施設を拠点とした地域の魅力発信に取り組んでまいります。



地元産品を販売する特産市の展開  
(一般国道30号 与島PA)



地域のスイーツをテーマにしたスタンプラリーのオープニングイベントの実施  
(一般国道28号 淡路SA下り)

<b>SA・PAの地元利用日数</b> <b>【単位：日】</b> 地元が販売・イベント等によりSA・PAを利用した日数	令和3年度 実績値	149 日
	令和4年度 目標値	1,000 日
	令和4年度 実績値	1,032 日
	令和5年度 目標値	2,000 日
	中期目標値(令和7年度) <sup>※</sup>	4,000 日(累積値)

**【令和5年度目標及び中期目標の設定について】**

行動計画に基づき地域連携の取り組みを積極的に展開します。地域の食や特産品をテーマにした販売・PRイベントやSA・PAを拠点に地域の飲食店を巡るスタンプラリーの実施により、地元によるSA・PAの利用促進を継続しつつ、イベントの実施回数を増やすなど地元利用機会の更なる創出に取り組むことにより、令和5年度は2000日、延べ4,000日の目標値とします。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

### 3) 企画割引

平成26年7月より、広島県、愛媛県等と協力して西瀬戸自動車道の自転車通行料金が無料となる企画割引「しまなみサイクリングフリー」を実施しており、令和4年度も継続して実施しました。

<b>企画割引販売件数</b> <b>【単位：千件】</b> 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の販売件数※1	令和3年度 実績値	3 千件
	令和4年度 目標値	7 千件
	令和4年度 実績値	0 千件
	令和5年度 目標値	0 千件
	中期目標値(令和7年度)※2	28 千件
<b>企画割引実施件数</b> <b>【単位：件】</b> 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の実施件数	令和3年度 実績値	2 件
	令和4年度 目標値	- 件
	令和4年度 実績値	1 件
	令和5年度 目標値	- 件
<b>観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数</b> <b>【単位：件】</b> 地域振興や観光振興を目的とした企画割引のうち、観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数	令和3年度 実績値	- 件
	令和4年度 目標値	- 件
	令和4年度 実績値	0 件
	令和5年度 目標値	0 件
<b>【令和5年度目標について】</b> R1実績まで交通量の回復が見込まれる中、フェリーなど他の交通機関への影響や観光施策の動向等を勘案し、企画割引の実施の必要性を検討する必要があることから、令和4年度実績を踏まえ設定しています。		

※1 中期目標値は令和4年度から令和7年度の累計値

※2 中期的なサービス水準を示すため、会社御現行中計経営計画期間内の取組計画をもとに、令和3年度までの傾向（トレンド）により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

## (6) 総合顧客満足度の向上

お客様に道路を安全、安心、快適にご利用いただけるサービスを目指します。

<b>総合顧客満足度</b> <b>【単位：ポイント】</b> 道路の走行性・安全性、諸施設の快適性等、本四道路の利用に係るお客様の総合的な満足度の評価	令和3年度 実績値	4.2
	令和4年度 目標値	4.2
	令和4年度 実績値	4.2
	令和5年度 目標値	4.3
	中期目標値(令和7年度)※	4.2
<b>【令和5年度目標及び中期目標の設定について】</b> 令和5年度目標及び中期目標については、過去の実績値を参考にし、現状の高い水準を維持する目標を設定しています。		

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去の実績等により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

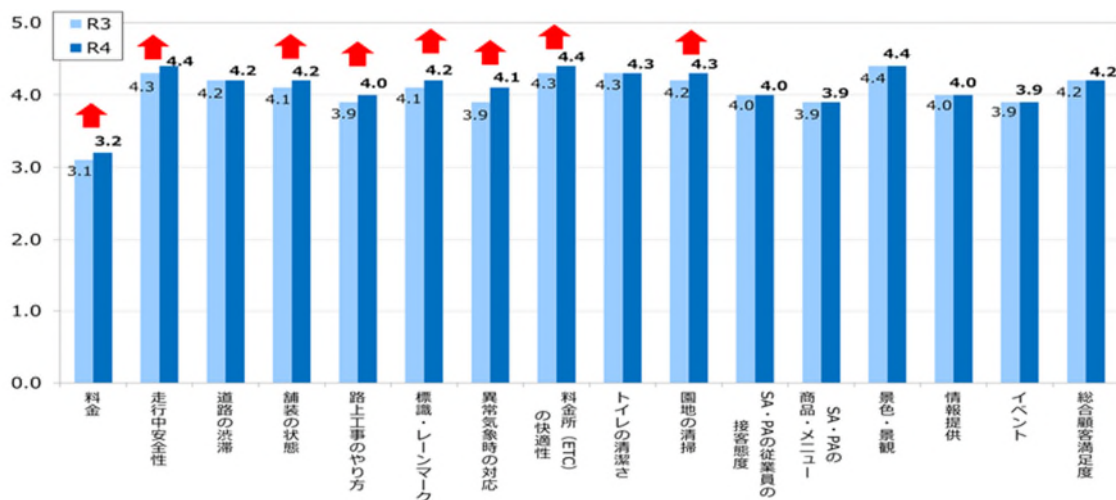
### ① 令和4年度の目標値設定

令和4年度の目標値は、令和3年度の水準を維持することとし、4.2と設定しました。

### ② 当該年度の実績値と過年度との比較

令和4年度は、「料金」、「走行の安全性」、「舗装の状態」、「路上工事のやり方」、「標識・レーンマーク」、「異常気象時の対応」、「料金所(ETC)の快適性」、「園地の清掃」に対する評価が上昇し、その他の項目については横ばいを維持しました。

総合顧客満足度は昨年度からの4.2を維持し、目標であった4.2を達成しました。



調査項目及び満足度(1~5)

### ③ 当該年度に行った施策の代表例

#### ○ 道路の走行性・安全性・快適性に関する取組

舗装補修や道路標識の更新、交通安全啓発活動の強化などを継続して実施しております。また、ETC利用者へのサービス向上を目指し、ETC専用化料金所の導入を実施しております。

#### ○ 諸施設の快適性に関する取組

お客様に満足いただける快適空間やサービスを提供するため、魅力あるSA・PAづくりやトイレのリニューアル等を計画的に実施しております。



○ 沿線地域の魅力発信に関する取組

本四道路の沿線観光情報等のマスメディアも使った発信や関係自治体等と連携した地域の魅力PR施策を実施しております。

- ・ 環瀬戸協議会などマスメディアにより本四道路の沿線観光情報等を発信
- ・ インフラツアーの実施
- ・ SA・PAを拠点としたイベントを開催
- ・ 地域資源を活かした周遊ツアー造成に向けた取り組みを実施
- ・ 「せとうち美術館ネットワーク」の深化・発展に向けたイベントや情報を発信
- ・ 瀬戸内地域のサイクリングにおけるブランド価値の向上と持続的な地域振興の実現に向けて Setouchi Vélo 協議会を設立



環瀬戸内海交流促進協議会を使った沿線観光情報等の情報発信



インフラツアー  
(明石海峡大橋ブリッジワールド)

④ 次年度の目標値とその取組の紹介

目標値 4.3 (令和4年度を上回る値を目標とする。)

これまでの取組を継続して実施するとともに、交通安全対策の強化を推進し安全な高速道路を目指します。

また、休憩施設やトイレの計画的な改良を実施します。

更に、沿線地域と連携した広域周遊観光推進を図り、瀬戸内地域の魅力発信に取り組みます。

(7) 年間利用台数

年間利用台数 【単位：百万台】 支払い料金所における年間の通行台数	平成3年度 実績値	38 百万台
	令和4年度 目標値	41 百万台
	令和4年度 実績値	43 百万台
	令和5年度 目標値	45 百万台
	中期目標値(令和7年度)※	45 百万台

【令和5年度目標及び中期目標の設定について】

令和4年度の実績利用台数がコロナ前である令和元年度まで回復しつつあること及び近年のトレンドに加え、観光入込客数・GDP等の経済動向を考慮し、令和6年度目標値(45百万台)を前倒して設定。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

① 当該年度の実績値と過年度との比較

対前年度比 113.2%であり、各ルート別の利用台数及び対前年度比は下記のとおりです。

- ・ 神戸淡路鳴門自動車道 : 21.8 百万台 (115.0%)
- ・ 瀬戸中央自動車道 : 10.4 百万台 (114.2%)
- ・ 西瀬戸自動車道 : 11.2 百万台 (108.9%)

② 当該年度に行った施策の代表例とその効果

「瀬戸内企業」、さらに「インフラ経営」の観点から、世界に誇る長大橋群を活用したインフラツアアの推進や、せとうち魅力発見キャンペーンとして、地域の食・特産品（スイーツ・麺・焼きもの等）をテーマにした各種イベントを SA・PA を拠点として実施する等、地域への集客を図りました。

③ 次年度の取組の紹介

- ・ インフラツアアの更なる推進  
「瀬戸内企業」として、さらに「インフラ経営」の観点から、世界に誇る長大橋群を活用し、地域への集客を促進する。
- ・ SA・PA を拠点とした地域連携の推進  
地域と連携し、瀬戸内の魅力を発見・発信し地域内外のつながりを創出する「架け橋事業」の拠点として、SA・PA を最大限活用した取り組みをおこなう。
- ・ 島旅の活性化  
瀬戸内地域の優れた景観や島々の歴史・文化に根ざす地域資源を活かした島旅の活性化の取り組みをおこなう。
- ・ サイクリングによる地域発信  
しまなみ海道や淡路島一周（「あわいち」）、四国一周など、瀬戸内地域に存するサイクリングルートネットワーク化し、サイクリングを通じて地域の魅力を国内外に発信する。
- ・ 「せとうち美術館ネットワーク」の深化・発展  
瀬戸内地域に存する美術館・博物館 84 施設のネットワークのつながりを深化・発展させ、文化・芸術面においても瀬戸内地域の活性化に貢献する取り組みをおこなう。

## 第4章 高速道路管理業務に関する各種データ

### 4-1 高速道路管理業務に要した費用等

#### (1) 計画管理費の実績

維持、修繕その他の管理は、

- ・道路資産の維持管理、毀損したものの原状回復工事として費用計上される計画管理費
- ・料金收受業務等に係る費用として費用計上される計画管理費
- ・道路資産の耐久性や機能アップを伴う工事で、債務引受の対象となる修繕費（債務引受額）により実施しています。

#### 1) 維持修繕費

#### 維持修繕費の実績

(消費税抜・百万円)

業 務 名	令和4年度 実績額	《参 考》 令和3年度 実績額
清掃作業	452	513
植栽作業	551	571
雪氷対策作業	50	35
保全点検	1,372	1,322
光熱水費	661	441
事故等復旧作業	77	111
調査等経費	515	251
舗装補修	1,211	1,559
土木構造物等の補修取替	2,260	2,078
施設設備等の補修取替	862	663
計	8,011	7,545

令和4年度計画額：5,902百万円

#### 〈主な増減理由〉

- ・点検結果に基づく補修費用の増

点検により発見した構造物等の変状について取替工事や補修工事を実施しており、令和4年度は交通量の増加や経年劣化に伴う舗装補修、橋梁補修、のり面補修の増加や、労務費、材料価格の高騰により、計画に比べて増額となりました。

## 2) 管理業務費

### 管理業務費の実績

(消費税抜・百万円)

業 務 名	令和4年度 実績額	《参考》 令和3年度 実績額
料金收受委託等	2,416	2,439
交通管理委託等	769	755
クレジットカード手数料	766	650
その他	863	669
計	4,814	4,514

令和4年度計画額：4,921百万円

#### 〈主な増減理由〉

ETCの普及促進を目的に、ETC車載器購入助成キャンペーンを行ったほか、交通量の回復に伴いクレジットカード手数料が増加したものの、SA・PAの交通整理に係る経費の見直しを行ったこと等により計画額を下回りました。



## (2) 修繕費（債務引受額）の実績

高速道路の維持、修繕その他の管理は、費用計上される計画管理費のほか、債務引受の対象となる修繕費と特定更新等工事費により実施しています。

### 1) 修繕費

令和4年度における修繕費（債務引受額）の実績額と主な工事内容は下表のとおりです。

### 修繕費（債務引受額）の実績

(単位：百万円)

業務名	令和4年度			
	単位	数量	実績額	主な工事内容
工事費			18,082	
橋梁修繕			1,789	
塗替塗装	橋	7	809	橋梁塗替塗装
海中基礎防食	橋	0	0	
構造物補修	箇所	35	980	剥落対策、伸縮装置更新、床版防水、海峡部長大橋ハンガーロープ・管理用通路補修等
トンネル修繕	箇所	13	90	剥落対策等
のり面修繕	箇所	13	88	コンクリート吹付工・グラウンドアンカー工等
土工修繕	箇所	0	0	
舗装修繕	箇所	7	101	舗装修繕
交通安全施設修繕	箇所	15	241	防護柵設置、改良等
交通管理施設修繕	箇所	13	20	標識更新・設置等
渋滞対策	箇所	0	0	
休憩施設修繕	箇所	1	1	
雪氷対策施設修繕	箇所	1	20	雪氷施設躯体修繕等
震災対策	橋	57	12,809	橋脚補強工、落橋防止システム、支承補完・補強構造等
のり面防災	箇所	1	4	落石対策等
トンネル施設修繕	箇所	12	840	汚水処理設備、換気設備、防災設備改修等
電気施設修繕	箇所	40	608	トンネル照明、自家発電設備、直流電源設備、電源ケーブル更新等
通信施設修繕	箇所	77	579	交通中央局改修、道路情報板更新等
建築施設修繕	箇所	24	260	電気室防水、料金事務所改修等
機械施設修繕	箇所	47	632	給排水設備、汚水処理設備更新、長大橋点検補修用作業車修繕等
その他費	式	1	5,292	調査設計費、施工管理費、一般管理費、利息、消費税等
		計	23,373	

## 2) 特定更新等工事費

令和4年度における特定更新等工事費(債務引受額)の実績額と主な工事内容は下表のとおりです。

### 特定更新等工事費(債務引受額)の実績

(単位：百万円)

業務名	令和4年度			
	単位	数量	実績額	主な工事内容
工事費			33	
橋梁修繕			0	
床版	km	0	0	
桁	km	0	0	
土構造物補修 盛土・切土	箇所	3	33	土構造物安定対策等
その他費	式	1	7	調査設計費、施工管理費、一般管理費、利息、消費税等
		計	40	

## 4-2 アウトカム指標一覧

指標分類	R3年度実績値	R4年度目標値	R4年度実績値	R5年度目標値	中期目標値(R7年度) ※1※2	コメント(実績・目標)
<b>I-1. 安全・安心の確保(交通安全対策)</b>						
<b>【死傷事故をへらす】</b>						
<b>■死傷事故数</b> 【単位：件/億台キロ】 自動車走行車両1億台キロあたりの死傷事故件数※5	2.8	3.8	2.5	2.5	2.9	交通安全広報活動や各種渋滞対策、暫定二車線区間におけるワイヤロープの施工、凹凸路面標示等の各種交通安全対策の実施などの取組みにより、前年度と比較して、死傷事故率が減少し、目標を達成した。令和5年度は、令和元年度実績まで交通量の回復が見込まれる中、各種取組の効果や近年の実績を踏まえ、令和4年度実績を維持する目標を設定し、引き続き、積極的な安全対策を推進し、交通事故の減少に努めていく。
<b>【人の立入をへらす】</b>						
<b>■人等の立入事件数</b> 【単位：件】 歩行者、自転車、原動機付自転車等が高速道路に立入り、保護した事案の件数	89	88	93	85	85	IC出入口、BS、SA・PAのランプ部の道路標識の更新時に見えやすい標識への更新や、誤進入を未然防止するため、立入多発箇所等の分析等に基づき効率的にIC出入口等に進入・立入禁止の標識、看板等を設置するとともに、更なる外国語表記などの対策を実施した。令和5年度は、令和4年度は、観光需要の回復等、地域外からの来訪が増加したこともあり、人等の立入事件数(確保件数)が増加し、目標達成とはならなかった。引き続き、積極的な誤進入対策等に努めていく。
<b>【逆走事故をなくす】</b>						
<b>■逆走事故件数</b> 【単位：件】 逆走による年間事故発生件数※5	2	0	0	0	0	令和4年度は、過年度に引き続き、一般道から高速道路入口への専用レーンのカラー舗装等を実施した。その結果、逆走事故は4件発生したが、逆走事故の発生は無く、目標を達成した。
<b>■逆走事件数</b> 【単位：件】 交通事故又は車両確保に至った逆走事件の件数※5	5	—	4	—	—	令和4年度も逆走ゼロを目標として、専用レーンのカラー舗装等の対策を継続する。
<b>I-2. 安全・安心の確保(構造物保全)</b>						
<b>【構造物を安全に安心して使い続ける】</b>						
<b>■橋梁修繕着手率</b> 【単位：%】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁のうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手した橋梁数の割合 点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁のうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手した橋梁数の割合	100	100	100	100	—	
<b>■修繕着手済橋梁数</b> 【単位：橋】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁のうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手した橋梁数 点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁のうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手した橋梁数 下段の( )内は、要修繕橋梁数(単位：橋又は径間)で、当該年度の前年度までに点検し、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁数	10 (10)	—	10 (10)	—	—	点検1巡目の橋梁の点検で緊急を要する区分Ⅳの橋梁はなく、修繕が必要な区分Ⅲの橋梁は10橋であり、全橋梁の修繕に着手済み。(修繕着手率100%) 点検2巡目の橋梁の点検で緊急を要する区分Ⅳの橋梁はなく、修繕が必要な区分Ⅲの橋梁は3橋であり、3橋の橋梁の修繕に着手済み。(修繕着手率100%) 引き続き、高速道路利用者又は第三者に被害を生ずる恐れのある損傷は速やかに応急対応するとともに、橋梁毎の損傷状況等を踏まえ修繕計画を策定し、次の点検までに措置を講じるよう実施していく。
<b>■橋梁の点検率</b> 【単位：%】 省令に基づく点検(平成26年度～平成30年度にかけて行われる1巡目分及び令和元年度～令和5年度にかけて行われる2巡目分)の実施率【累計】	60	—	79	—	100	令和元年度に省令点検の2巡目を開始し、橋梁の点検は全468橋のうち368橋(点検率：79%)を実施した。(令和4年度点検実施数：87橋) 引き続き、計画的に点検を実施していく。
<b>■トンネル修繕着手率</b> 【単位：%】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断されたトンネルのうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手したトンネル数の割合 点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断されたトンネルのうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手したトンネル数の割合	—	—	—	—	—	
<b>■修繕着手済トンネル数</b> 【単位：箇所】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断されたトンネルのうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手したトンネル数 点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断されたトンネルのうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手したトンネル数 下段の( )内は、要修繕トンネル数(単位：箇所)で、当該年度の前年度までに点検し、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断されたトンネル数	0 (0)	—	0 (0)	—	—	点検1巡目のトンネルの点検で緊急を要する区分Ⅳのトンネルはなく、修繕が必要な区分Ⅲのトンネルもなかった。 点検2巡目のトンネルの点検でも区分Ⅲ及び区分Ⅳのトンネルはなかった。 引き続き、計画的に点検を行い、必要に応じて対策方法の検討及び修繕を実施していく。
<b>■トンネルの点検率</b> 【単位：%】 省令に基づく点検(平成26年度～平成30年度にかけて行われる1巡目分及び令和元年度～令和5年度にかけて行われる2巡目分)の実施率【累計】	59	—	81	—	100	令和元年度に省令点検の2巡目を開始し、トンネルの点検は全27箇所のうち22箇所(点検率：81%)を実施した。(令和4年度点検実施数：6箇所) 引き続き、計画的に点検を実施していく。

指標分類	R3年度実績値	R4年度目標値	R4年度実績値	R5年度目標値	中期目標値(R7年度) ※1※2	コメント(実績・目標)
<b>■道路附属物等修繕着手率</b> 【単位：％】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された道路附属物等のうち、当該年度までに修繕（設計を含む）に着手した道路附属物等数の割合 点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された道路附属物等のうち、当該年度までに修繕（設計を含む）に着手した道路附属物等数の割合	100	100	100	100	—	
<b>■修繕着手済道路附属物等数</b> 【単位：施設】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された道路附属物等のうち、当該年度までに修繕（設計を含む）に着手した道路附属物等数 点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された道路附属物等のうち、当該年度までに修繕（設計を含む）に着手した道路附属物等数 下段の（）内は、要修繕道路附属物等数（単位：施設）で、当該年度の前年度までに点検し、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された道路附属物等数	3 (3) 0 (0)	— — — —	3 (3) 0 (0)	— — — —	— — — —	点検1巡目の道路附属物等の点検で緊急を要する区分Ⅳの道路附属物等はなく、修繕が必要な区分Ⅲの道路附属物等は3施設であり、全3施設の修繕に着手済み。（修繕着手率100%） 点検2巡目の道路附属物等の点検でも緊急を要する区分Ⅳの道路附属物等はなく、修繕が必要な区分Ⅲの道路附属物等もなかった。 引き続き、計画的に点検を行い、必要に応じて対策方法の検討及び補修を実施していく。
<b>■道路附属物等の点検率</b> 【単位：％】 省令に基づく点検（平成26年度～平成30年度にかけて行われる1巡目分及び令和元年度～令和5年度にかけて行われる2巡目分）の実施率【累計】	67	—	83	—	100	令和元年度に省令点検の2巡目を開始し、道路附属物等の点検は全151施設のうち126施設（点検率83.9%）を実施した。（令和4年度点検実施数：25施設）引き続き、計画的に点検を実施していく。
<b>【構造物に悪影響を及ぼす違反をなくす】</b>						
<b>■車線令違反車両取締回数</b> 【単位：回】 車線令違反車両取締を実施した回数	156	150	153	150	150	軸重データ等を活用し、違反車両が走行するIC、時間帯を分析するなどの効果的な取締り場所の選定を行う等、綿密な計画及び実施により、目標を達成した。引込み台数は減少したものの違反車両の的確な引込みなどから、措置命令の対象となる違反件数は、前年とほぼ同じ件数となった。
<b>■引込み台数</b> 【単位：台】 引込みを行った台数	297	—	219	—	—	引き続き、重量超過等の違反車両の抑止のため、既存データを有効活用し、取締り方法の工夫、警察との合同取締り、近隣道路管理者と場所・時間などを積極的に調整し、効果的かつ、効果的な取締りを目指して取り組んでいく。
<b>■措置命令件数</b> 【単位：台】 措置命令を行った台数	44	—	42	—	—	
<b>■即時告発実施件数</b> 【単位：台】 即時告発を行った台数	0	—	0	—	—	
<b>【地震に強い道路をつくる】</b>						
<b>■橋梁の耐震補強完了率</b> 【単位：％】 15m以上の橋梁数に占める耐震性能2を有する橋梁数の割合	68.7	69.7	74.2	74.7	75	速やかな機能回復が可能な性能を示す既設道路橋の耐震性能2を満足する橋梁は、全396橋のうち294橋。引き続き、橋梁個別の耐震設計及び関係機関との協議等を行い、計画的に対策を実施していく。
<b>II. 快適な走行サービスの提供</b>						
<b>【渋滞をへらす】</b>						
<b>■渋滞損失時間</b> 【単位：万台・時】 渋滞が発生することによる利用者の年間損失時間	3	3	4	4	3	
<b>■ピンポイント渋滞対策実施箇所</b> 【単位：箇所】 ピンポイント渋滞対策を実施している箇所数	新規着手箇所数	—	—	—	—	令和4年度は、混雑期間の渋滞予測情報の提供やポスター掲示などの広報を行ったが、新型コロナウイルス感染症による行動制限が厳しく、ゴールデンドライヴ等の混雑期や混雑期以外の連休においても交通集中による渋滞が過年度より増大したため、目標を達成した。 令和5年度は、交通量の回復が見込まれることから、令和4年度実績を踏まえた目標とし、交通運用の高度化に取り込むことにより、効果的かつ効果的な渋滞対策を検討・実施し、渋滞損失時間の低減に努める。
	対策実施箇所数	—	—	—	—	
	完了箇所数【H27以降の累計値】	—	—	—	—	
<b>■通行止め時間</b> 【単位：時間】 雨、雪、事故、工事等に伴う年間の平均通行止め時間 <sup>※3</sup>	16	—	24	—	—	令和4年度は、積雪による通行止めが年と比べて多く発生したことから、通行止め時間が増加した。引き続き、事故による通行止め時間の削減に向け交通安全広報活動や事故処理の迅速化に取り組むとともに、工事による通行止めを必要最小限に留める等、通行止め時間の削減に努める。
<b>■災害・悪天候</b> 【単位：時間】 通行止め時間	災害・悪天候	14	—	23	—	
	事故・その他	1	—	1	—	
	工事	1	—	0	—	
<b>【路上工事の渋滞を最小化する】</b>						
<b>■路上工事による渋滞損失時間</b> 【単位：万台・時】 路上工事に起因する渋滞が発生したことによる利用者の年間損失時間	1	1	1	1	1	
<b>■交通規制時間</b> 【単位：時間/km】 道路1kmあたりの路上工事に伴う交通規制時間	交通規制時間	109	—	72	—	混雑期間は路上工事の抑制に努め、交通規制による渋滞は発生しなかった。混雑期以外、複数工事の規制を集約するなど、規制時間及び回数削減に努めたが交通規制の影響で、速度低下により極小規模な渋滞が発生したが、目標値を上回ることはなかった。引き続き、効果的な路上工事を実施していく。
	集中工事を除く	109	—	72	—	
<b>【走りやすい道路を維持する】</b>						
<b>■快適走行路面率</b> 【単位：％】 快適に走行できる舗装路面の車線延長比率	96	95	96	96	95	路面性状測定率による調査により、舗装路面状況を適切に把握のうえ、要舗装補修箇所のうち約8.5kmを補修し、目標を達成した。引き続き計画的に路面補修を実施していく。



指標分類	R3年度実績値	R4年度目標値	R4年度実績値	R5年度目標値	中期目標値 (R7年度) ※1※2	コメント(実績・目標)
<b>Ⅲ. 地域との連携</b>						
<b>【観光振興に貢献する】</b>						
■企画割引の販売件数 【単位：千件】 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の販売件数	3	7	0	0	28 (4年間の累計値)	平成26年7月より、広島県、愛媛県等と協力してしまなみサイクリングフリーを実施しており、令和4年度も継続して実施した。
■観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数 【単位：件】 地域振興や観光振興を目的とした企画割引のうち、観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数	2	—	1	—	—	令和2年度に販売した高速道路周遊パスの再販を計画していたが、GoToトラベル事業の再開が見送られ、これに代わる新たな全国旅行支援事業では有料道路料金が割引の対象外となったこと等を踏まえ、企画割引の達成・実施を見送った。これにより販売件数は0件となった。今後、観光施策の動向等を勘案し、企画割引を検討する。
■企画割引の販売件数(観光施設とのセット販売) 【単位：千件】 観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数	—	0	0	0	0	
<b>【地域に施設を開放する】</b>						
■SA・PAの地元利用日数 【単位：日】 地元が販売・イベントによりSA・PAを利用した日数	149	1,000	1,032	2,000	4,000 (4年間の累計値)	令和4年度からの新たな取組として、SA・PAを拠点として地域の魅力を発信する「せとうち魅力発見」キャンペーンを展開している。キャンペーンでは、地域の食や特産品をテーマにした販売・PRイベントやSA・PAを拠点に地域の飲食店を巡るスタンプラリーの実施により、地元によるSA・PAの利用促進に取り組んだ。令和5年度は、令和4年度の実績を継続しつつ、イベントの実施回数を増やすなど地元利用機会の更なる創出に取り組む。
<b>【道路空間を地域に開放する】</b>						
■占用件数 【単位：件】 道路占用件数	661	658	660	662	658	占用申請に対し、機構との間で締結している事務委託契約等に基づき適切に対応し、令和3年度と比較して占用件数は減少、占用収入は横ばいであった。令和5年度も占用ニーズに応じて道路空間の有効かつ適正な活用に取り組んでいき、事務委託契約等に基づき適切に対応していく。
■道路占用による収入 【単位：百万円】 道路占用による収入	78	—	78	—	—	
<b>【資産を有効活用する】</b>						
■入札占用件数 【単位：件】 入札占用制度による占用件数	0	0	1	0	0 (累積値)	占用申請に対し、機構との間で締結している事務委託契約等に基づき適切に対応し、令和3年度と比較して1件増加した。引き続き、事務委託契約等に基づき適切に対応していく。
<b>Ⅳ. コスト縮減</b>						
<b>【新技術の活用などによるコスト縮減を続ける】</b>						
■インセンティブ助成 <sup>※6</sup> 認定件数 【単位：件】 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成の認定件数	1	1	1	1	4 (4年間の累計値)	令和4年度は、瀬戸中央自動車道における橋梁耐震補強工事において、発生残土を民間処理施設に搬出して再資源化する計画としていたが、隣接するための埋め立て事業に再利用したことから、発生残土の搬出費用を縮減し、助成認定を受けた。引き続き、新技術・新工法の開発、現場での創意工夫等による積極的なコスト縮減を目指していく。
■インセンティブ助成交付件数 【単位：件】 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成の交付件数	0	—	1	—	—	
■インセンティブ助成交付額 【単位：百万円】 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成の交付額	0	—	129	—	—	
<b>Ⅴ. 総合的な取組の推進</b>						
<b>【サービスの向上に努める】</b>						
■総合顧客満足度 【単位：ポイント】 CS調査等で把握するお客様の満足度[5段階評価]	4.2	4.2	4.2	4.3	4.2	快適な路面を保つための継続的な舗装補修、各種交通安全対策、HPを活用した周辺地域の情報発信、お客様へのサービス向上を目指したETC設備の更新等の実施により、目標を達成した。引き続き、瀬戸内の魅力を発信・発信する拠点としてSA・PAを活用するなどにより、総合顧客満足度の更なる向上を目指す。
<b>【利用者を増やす】</b>						
■年間利用台数 【単位：百万台】 支払料金所における年間の通行台数	38	41	43	45	45	本四高速道路の令和4年度の年間利用台数は、新型コロナウイルス感染症の影響から概ね回復し、令和元年度比で1.8%減まで回復してきている。令和5年度は、令和元年度と同等の利用台数への回復に向け、引き続き、関係自治体と連携し、地域活性化と利用促進に努める。
<b>【ETC2.0の普及を促進する】</b>						
■ETC2.0利用率 【単位：%】 全通行台数(総入口交通量)に占めるETC2.0利用台数の割合 <sup>※4</sup>	25.5	27.6	26.4	29.0	33.6	令和4年6月までETC車載器助成キャンペーンを実施し、利用率は増加したものの、令和3年から観光需要などで大きく回復した小型車の交通量と比較し、ETC2.0利用率の高い大型車の交通量は微増となったこともあり、目標値には達しなかった。引き続き、普及促進に向けた広報活動等を実施する。

※1： 中期目標の期間は令和4年度～令和7年度

※2： 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取組計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある

※3： 上下線別の通行止め時間に距離を乗じた年間のべ時間・距離を営業延長で除算

※4： 令和3年度実績は令和4年3月時点、令和4年度実績は令和5年3月時点の値

※5： 数値は1/1～12/31間の年間値

※6： インセンティブ助成とは、高速道路の新設、改築又は修繕に要する費用の縮減を助成するための仕組みをいう

#### 4-3 その他のデータ

##### (1) 道路資産データ等

###### ① 道路構造物延長

路線名	延長 (km)	供用延長			
		土工	橋梁・高架橋	海峡部長大橋	トンネル
一般国道28号 (神戸淡路鳴門自動車道)	89.0	57.3 (64.4%)	18.8 (21.1%)	5.5 (6.2%)	7.4 (8.3%)
一般国道30号 (瀬戸中央自動車道)	37.3	15.0 (40.2%)	13.8 (37.0%)	7.0 (18.8%)	1.5 (4.0%)
一般国道317号 (西瀬戸自動車道)	46.6	25.2 (54.1%)	8.8 (18.9%)	9.7 (20.8%)	2.9 (6.2%)
本四道路 計	172.9	97.5 (56.4%)	41.4 (24.0%)	22.2 (12.8%)	11.8 (6.8%)

###### ② 交通量、経年数

	交通量 (千台/日)	経年数	参考
本四道路 計	119	24年～44年	令和3年度 105千台/日

※交通量・・・全路線の令和4年度の日平均出口交通量

※経年数・・・供用開始からの年数

###### ③ ETC利用率

路線名	ETC利用率 (%)
本四道路 計	95.4% (ETC利用台数/ETC利用可能料金所における総通行台数) × 100

※令和5年3月時点

<b>ETC2.0利用率</b> 【単位：％】 全通行台数(総入口交通量)に占める ETC2.0利用台数の割合※1	令和3年度 実績値	25.5 %
	令和4年度 目標値	27.6 %
	令和4年度 実績値	26.4 %
	令和5年度 目標値	29 %
	中期目標値(令和7年度)※2	33.6 %
<b>【算出方法】</b> ETC2.0の利用台数を全通行台数で除算して算出する。		
<b>【算出式】</b> $\text{ETC2.0利用台数(台)} / \text{総入口交通量(台)} \times 100$		
<b>【令和5年度目標について】</b> 過去の伸び率の実績を考慮し、令和5年度の目標値は29.0%とする。		

※1 令和3年度実績は令和4年3月時点、令和4年度実績は令和5年3月時点の値

※2 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去5年間の平均により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

令和3年度に引き続き、令和4年度もETC車載器助成キャンペーンを実施しました。引き続き、ETC車載器の助成や各種広報活動等を実施し、更なる利用率の向上を図ります。